昭26.12.17.

官報

明治二十[illegible]月二十一日　第三種郵便物認可

毎日文庫

主要目次

法　律

○繭糸価格安定法　三一七頁
○糸価安定特別会計法　三一八
○漁港法の一部改正　三一九
省　令
○水産資源保護法　三二〇
○保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部改正　三二三
規　則
○人事院規則九—七（俸給等の支給）の一部改正　三二四
告　示
○日本国に帰化の件許可　三二四
○鹿児島県垂水町役場に除籍簿を再製手続を必要とする者　三二四
○ドイツ財産でなくなる財産指定　三二四
○社会福祉事業法による講習会指定　三二四
○理容師養成施設及び美容師施設指定　三二六
○日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律により指定した船舶の指定の取消　三二七
○鹿児島郡元郵便局設置　三二七
○視丸無線電報取扱所等設置　三二七
○東京特別都市計画緑地地域の変更　三二八
官庁事項
○懲戒しない旨の決定　三二九
公共企業体事項
○自動車線における手回り品の持込及び手小荷物の受託の制限について　三二九

法　律

繭糸価格安定法をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十六年十二月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百十号

繭糸価格安定法

（目的）

第一條　この法律は、生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定を図るために、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することを目的とする。

（生糸の売渡及び買入）

第二條　政府は、前條の目的を達成するため、申込に応じて、最高価格でその保有する生糸を売り渡し、又は予算の範囲内において最低価格で生糸を買い入れる。

（最高価格及び最低価格）

第三條　標準生糸（政令で定める種類、纎度及び品位の生糸をいう。以下同じ。）についての前條の最高価格及び最低価格は、政令で定めるところにより、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、主要纎維の価格及び物価その他の経済事情を参しやくして、農林大臣が定める。

2　標準生糸以外の生糸についての前條の最高価格及び最低価格は、標準生糸の最高価格又は最低価格にそれぞれ政令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とする。

第四條　標準生糸の最高価格及び最低価格は、毎年三月（物価その他の経済事情にかんがみ特に必要があるときは、四月又は五月）に定め、その年の六月一日から翌年の五月三十一日まで適用するものとする。

第五條　標準生糸の最高価格及び最低価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、改定することができる。

第六條　農林大臣は、第四條又は前條の規定により標準生糸の最高価格及び最低価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（買い入れる生糸の種類等）

第七條　第二條の規定により政府が買い入れる生糸は、蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）第十六條第一項の規定に基く検査の結果、省令で定める種類、纎度及び品位の生糸と決定されたものに限る。

（買入又は売渡の申込に応じない場合）

第八條　政府は、左の各号の一に該当するときは、第二條の規定による買入又は売渡の申込に応じないことができる。

一　買入又は売渡の申込が省令で定める荷口を単位としていないとき。

二　売渡の申込のあつた生糸が前條の検査を受けた日から六箇月以上を経過したものであるとき。

三　買入の申込が買占その他による不当の利得を目的として行われたと認めるとき。

（輸出確保のための條件付売渡）

第九條　政府は、生糸（生糸の加工品を含む。）の輸出を確保するため特に必要があるときは、第二條の規定により生糸を売り渡すに当つて、その生糸（その生糸の加工品を含む。）を輸出すべきことその他必要な條件を附することができる。

（禁止価格をこえる契約等の禁止）

第十條　政府は、不当な利得を目的とする買占その他の行為により生糸の価格が異常に騰貴し、又はそのおそれが著しい場合においてこれを防止するため必要があると認めるときは、第七條に規定する生糸の売買取引につき、政令で、一定の価格（以下「禁止価格」という。）をこえる価格による契約又は対価の支拂若しくは受領を禁止することができる。

2　禁止価格は、標準生糸についてはその最高価格を下らない額とし、その他の生糸については標準生糸の禁止価格に政令で定める額を加減して得た額とする。

（繭価維持のための特別措置）

第十一條　政府は、第二條の規定による生糸の買入によつてもなお繭の価格の異常な低落を防止することができないと認めるときは、繭の価格の異常な低落を防止するため必要な措置を行うものとする。

（政府保有生糸の貯蔵等）

第十二條　政府は、その保有する生糸を貯蔵し、加工し、整理のために売り渡し、又は新規の用途若しくは販路に向けるために売り渡すことができる。

2　前項の場合における売渡の価格は、時価に準拠して農林大臣が定める。

（生糸取引の届出）

第十三條　横浜市、神戸市又は大阪市の区域内に営業所を設け、生糸の売買取引の仲立又は取次を業として営んでいる者（以下「生糸問屋」という。）は、製糸業法（昭和七年法律第二十九号）第二條の規定により免許を受けた者（以下「製糸業者」という。）からの委託によりこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡し、若しくは売渡の仲立をしたとき、又はこれらの区域内に営業所を有しない製糸業者からこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を買い入れたとき（他の生糸問屋の仲立又は取次によつて買い入れた場合を除く。）は、左に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

一　売買取引の種類

二　売買取引をした生糸が蚕糸業法第十六條の規定に基く検査を受けたことを証する検定証の番号及び発行の年月日

三　売買取引をした生糸の種類、纎度、品位、俵数、斤量及び製造工場の名称

四　売買単価及び売買価額

五　売買契約成立の年月日

六　生糸受渡の年月日

七　届出者の氏名又は商号

八　売買取引の相手方の氏名又は商号

九　仲立又は取次による売買取引にあつては、委託者の氏名又は商号

2　前項に規定する区域内に営業所を有する製糸業者がこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡したとき（生糸問屋の仲立又は取次によつて売り渡した場合を除く。）は、前項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならない。

3　前二項の規定は、その買入又は売渡が商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）により設立された商品取引所における売買取引としてなされた場合には、適用しない。

昭26.12.17. 第7483号

4 第一項又は第二項の届出は、左に掲げる日の翌日（翌日が祝日又は日曜日に当るときは、翌翌日）の正午までにしなければならない。

一 現物売買にあつては、売買契約成立の日
二 値ぎめ先約定にあつては、生糸受渡の日
三 成行先約定その他前各号に掲げる以外の売買取引にあつては、売買価額決定の日

（繭及び生糸に関する調査）

第十四條 農林大臣は、繭及び生糸の生産費、需給事情その他繭及び生糸の価格の安定に関して必要な事項を調査するため必要があるときは、繭若しくは生糸の生産、売買取引又は売買取引の仲立若しくは取次を業として営んでいる者に対し、省令で定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。

2 農林大臣は、生糸の生産費を調査するため必要があるときは、その職員に製糸業者の営業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に関係のある物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（繭糸価格安定審議会の設置及び所掌事項）

第十五條 農林省に繭糸価格安定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、繭及び生糸の価格の安定に関する重要事項を審議する。

3 審議会は、繭及び生糸の価格の安定に関する重要事項につき、関係行政庁に建議することができる。

（審議会の組織及び運営等）

第十六條 審議会は、農林大臣及び委員二十人以内をもつて組織する。

2 委員は、養蚕業者、製糸業者その他蚕糸業に関し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

3 審議会に会長を置き、農林大臣をもつて充てる。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十七條 第十條第一項の規定に基く政令の規定に違反して契約し、又は対価を支払い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科する。

2 前項の政令の改正、廃止又は失効の時までにした行為に対する同項の規定の適用については、なおその改正、廃止又は失効前の例による。

第十八條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。但し、第二條の規定は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 第二條の規定の施行の日から昭和二十七年五月三十一日までの期間における標準生糸の最高価格及び最低価格は、第四條の規定にかかわらず、第二條の規定の施行の日までに定めなければならない。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 生糸を買い入れ、売り渡し、貯蔵し、又は加工すること。

第十二條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 繭糸価格安定のための生糸の買入及び売渡に関すること。

第三十四條第一項の表中

「装蹄師試験審査会	装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。」

を

「装蹄師試験審査会	装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く装蹄師試験に関する事務をつかさどること。
繭糸価格安定審議会	繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）によりその権限に属させた事項を審議すること。」

に改める。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　根本龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

糸価安定特別会計法をここに公布する。

御名御璽

昭和二十六年十二月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百十一号

糸価安定特別会計法

（設置）

第一條 繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）に基いて行う生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資本）

第三條 この会計においては、第四條第一項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

（歳入及び歳出）

第四條 この会計においては、生糸の売渡代金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、生糸の買入、貯蔵及び加工に関する経費、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、この会計の資本に充てるため、予算の定めるところにより、この会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作製及び送付）

第五條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定生糸在高明細表

（歳入歳出予算の区分）

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八條 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、損失を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

2 前項の場合において、損益計算上生じた損失額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、損失の繰越として整理することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、第一項の規定による積立金の額の範囲内においてこの会計から一般会計に繰入金をすることができる。

（剰余金の繰入）

第九條 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

（歳入歳出決定計算書の作製及び送付）

第十條 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添附しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び生糸在高明細表を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十二條 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

（支出未済額の繰越）

第十三條 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

（実施規定）

第十四條 この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1 この法律は、繭糸価格安定法中第二條の規定以外の規定施行の日から施行する。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十二條第五号の前に次の一号を加える。

四の三 糸価安定特別会計の経理を行うこと。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「農林漁業資金融通特別会計、」の下に「糸価安定特別会計、」を加える。

大蔵大臣　池田　勇人
農林大臣　根本龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

漁港法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名・御璽

昭和二十六年十二月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百十二号

漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「防砂堤、」を「防砂堤、防潮堤、」に、「こう門及び護岸」を「こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁」に改める。

第二十條第二項中「百分の七十五又は百分の六十」を「、外かく施設及び水域施設については百分の七十五、けい留施設については百分の六十」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

（他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担）

第二十條の二 漁港施設で他の工作物と効用を兼ねるものの漁港修築事業の費用の負担については、漁港修築事業の施行者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。

第二十四條の次に次の三條を加える。

（漁港修築事業費の精算）

第二十四條の二 第二十條第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して農林大臣のしゆん功認定を受けなければならない。

（剰余金の処分）

第二十四條の三 第二十條第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金のうち国が負担し、又は補助する割合に相当する額を国に返還しなければならない。

（負担金又は補助金の還付等）

第二十四條の四 農林大臣は、第二十條第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受ける者が、左の各号の一に該当する場合には、その者に対し、当該負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又はその返還を命ずることができる。

一 第二十二條第一項の規定による変更、廃止又は停止の許可を受けたとき。
二 第二十三條第一項の規定による指示に違反したとき。
三 第二十三條第二項の規定により変更、廃止又は停止を命ぜられたとき。
四 第二十三條第三項の規定により許可を取り消されたとき。
五 負担金又は補助金をその交付の目的以外の目的に使用したとき。

第二十五條第四項中「第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとするとき、又は」を削る。

第二十六條中「責に任ずる。」を「責に任ずる外、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。」に改める。

第二十八條第四項第一号中「互選せられた者七人」を「当該漁港の所在地の市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者について、漁港管理者が任命した者七人」に改め、同條第五項中「互選し、又は」及び同條第九項を削る。

第三十條の見出しを「（委員の罷免）」に改め、同條第一項及び第二項を削り、同條第三項中「第二十八條第四項第一号の委員以外の」を削り、同項を第一項とし、同條第四項を第二項とする。

第三十一條第一項中「及び前條」を削る。

附則中第四項を第五項とし、第二項及び第三項をそれぞれ一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 国以外の者が北海道において漁港修築事業を施行する場合には、基本施設（第四種漁港におけるけい留施設を除く。）については、当分の間、第二十條第二項又は第三項に定める割合によらず、外かく施設又は水域施設の修築に要する費用はその全額を、けい留施設の修築に要する費用はその百分の七十五を、国が第三種漁港及び第四種漁港又は第一種漁港及び第二種漁港の区分に従いそれぞれ負担し又は補助する。この場合には、同條第四項中「前二項」とあるのは「前二項又は附則第二項」と、同條

昭26.12.17.　第7483号

第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項」と、第二十四條の二、第二十四條の三及び第二十四條の四中「第二十條第二項」とあるのは「第二十條第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十條第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

農林大臣　根本龍太郎
内閣総理大臣　吉田　茂

水産資源保護法をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十六年十二月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂

法律第三百十三号

水産資源保護法

目次

第一章　総則（第一條―第三條）
第二章　水産資源の保護培養（第四條―第二十八條）
第一節　水産動植物の採捕制限等（第四條―第十三條）
第二節　保護水面（第十四條―第十九條）
第三節　さく河魚類の保護培養（第二十條―第二十六條）
第四節　水産動植物の種苗の確保（第二十七條・第二十八條）
第三章　水産資源の調査（第二十九條・第三十條）
第四章　補助（第三十一條）
第五章　雑則（第三十二條―第三十五條）
第六章　罰則（第三十六條―第四十一條）
附則

第一章　総則

（この法律の目的）

第一條　この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第二條　公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第三條　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

第二章　水産資源の保護培養

第一節　水産動植物の採捕制限等

（水産動植物の採捕制限等に関する命令）

第四條　農林大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、左に掲げる事項に関して、省令又は規則を定めることができる。

一　水産動植物の採捕に関する制限又は禁止
二　水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止
三　漁具又は漁船に関する制限又は禁止
四　水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止
五　水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止
六　水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2　前項の規定による省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3　前項の罰則に規定することができる罰は、省令にあつては二年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

4　第一項の規定による省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具及び同項第六号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

5　農林大臣は、第一項の省令を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

6　都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

7　都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十四條第一項（海区漁業調整委員会の設置）に規定する海面に係るものにあつては、当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたすべての海区の区域を合した海区に設置した連合海区漁業調整委員会（当該都道府県の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては、当該海区の海区漁業調整委員会）の意見を、同法第百二十七條（内水面における第五種共同漁業の免許）に規定する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

8　農林大臣は、第一項第四号又は第五号に掲げる事項に関する省令又は規則であつて、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一條（適用河川）に規定する河川（同法第五條（準用河川）の規定により同法が準用される水流、水面又は河川を含む。以下「河川等」という。）又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二條（指定土地）の規定により主務大臣が指定した土地（以下「指定土地」という。）に係るものを定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、建設大臣に協議しなければならない。

9　農林大臣は、第一項第四号に掲げる事項に関する省令又は規則を定め又は認可しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

（漁法の制限）

第五條　爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合は、この限りでない。

第六條　水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。但し、農林大臣の許可を受けて、調査研究のため、漁業法第百二十七條に規定する内水面において採捕する場合は、この限りでない。

第七條　前二條の規定に違反して採捕した水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

（公共の用に供しない水面）

第八條　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通ずるものには、政令で、第四條から前條までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

（許可漁船の定数）

第九條　農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二條（指定遠洋漁業）の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項（漁業調整に関する命令）及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、省令で、当該漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2　農林大臣は、前項の定数を定める場合には、水産資源の現状及び現に当該漁業を営む者の数その他自然的及び社会的條件を総合的に勘案しなければならない。

3　農林大臣は、定数を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

（定数超過による許可の取消及び変更）

第十條　前條の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び水域につき現に漁業の許可（漁業に関する起業の認可を含む。以下同じ。）を受けている漁船の隻数が定数をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのこえる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならない。

一　各漁業者が当該漁業の種類及び水域につき許可を受けている漁船の隻数
二　当該漁業に従事する漁船の航海度数、主たる操業の場所、操業日数、網入数、漁獲数量その他の操業状況
三　賃金その他の給與等の労働條件
四　各漁業者の経済が当該漁業に依存する程度

2　農林大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

3　第一項の規定による指定をする場合において必要があると認めるときは、農林大臣は、当該漁業の種類及び水域につき漁業の許可を受けている漁船であつて同項の指定を受けなかつたものにつき、変更すべき当該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。

4　第一項又は前項の規定による指定は、告示をもつてする。

5　前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。

6　第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次條の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

（損失補償）

第十一條　政府は、前條第五項の規定による許可の取消又は操業区域の変更によつて生じた損失を当該処分を受けた者に対し補償しなければならない。

2　前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。

3　前項の補償金額は、農林大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定め、これを告示する。

4　補償金交付の方法は、政令で定める。

5　第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。

6　前項の訴においては、国を被告とする。

（漁業従事者に対する措置）

第十二條　第十條第五項の規定により許可の取消を受けた者は、同條第四項の告示の日現在において、許可を受けた漁船に乗り組んでいる者及び当該漁船のために陸上作業をしている者に対し、交付を受けた補償金のうち省令で定める金額を支給しなければならない。

（漁獲限度）

第十三條　農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度（以下「漁獲限度」という。）を定め、関係業者又はその団体に対し、この限度をこえて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

2　農林大臣は、前項の漁獲限度を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

第二節　保護水面

（保護水面の定義）

第十四條　この法律において「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として農林大臣が指定する区域をいう。

（保護水面の指定）

第十五條　保護水面は、農林大臣が、都道府県知事の申請に基いて、且つ、中央漁業調整審議会の意見をきいて農林大臣が定める基準に従つて、指定する。

2　都道府県知事は、前項の指定の申請をしようとするときは、当該保護水面の区域及びその指定が必要である理由を記載した申請書に、第十七條第一項に規定する当該保護水面の管理計画を添えなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の指定の申請をしようとするときは、指定の申請をすること及び前項の管理計画について、指定を申請しようとする保護水面が漁業法第八十四條第一項に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海区に設置した海区漁業調整委員会の意見を、指定を申請しようとする保護水面が同法第百二十七條に規定する内水面に属する場合にあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

4　農林大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定による都道府県知事の申請がない場合でも、同項に規定する基準に従つて、保護水面を指定することができる。

5　農林大臣は、前項の規定により保護水面の指定をするときは、第十七條第一項に規定する当該保護水面の管理計画を定めなければならない。

6　農林大臣は、第四項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をすること及び前項の管理計画について、指定をしようとする保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

7　第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

8　第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第十六條の規定によるその管理者の告示をもつてする。

（保護水面の管理者）

第十六條　保護水面の管理は、当該保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該水面が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は当該水面の管轄が明確でないときは、農林大臣は、当該保護水面を管理する都道府県知事を指定し、又はみずから管理することができる。

（保護水面の管理計画）

第十七條　保護水面の管理計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一　増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要
二　採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限又は禁止の内容
三　制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容

2　都道府県知事は、農林大臣の認可を受けて、その管理する保護水面の管理計画を変更することができる。この場合には、第十五條第三項の規定を準用する。

3　農林大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更すべきことを命ずることができる。この場合には、第十五條第六項及び第七項の規定を準用する。

（工事の制限等）

第十八條　保護水面の区域（河川等、指定土地又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二條第三項（港湾区域の定義）に規定する港湾区域（その区域外百メートル以内の区域を含む。）若しくは同法第五十六條第一項（港湾区域の定のない港湾）に規定する水域（以下第四項において「港湾区域」と総称する。）に係る部分を除く。）内において、埋立若しくはしゆんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならない。

2　都道府県知事又は農林大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることができる。

3　建設大臣又は地方行政庁は、河川等若しくは指定土地に関する第一項に掲げる工事をし、若しくはさせようとする場合又はこれらの工事について河川法第十七條から第十九條ま

P. 320

で（河川使用の許可等）の規定による許可若しくは砂防法第四條（指定土地における一定行為の禁止、制限）の規定による制限に係る許可をしようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

4　運輸大臣又は港湾管理者（港湾法第二條第一項（港湾管理者の定義）に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。）が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者の長が同法第三十七條第一項（港湾区域内の工事の許可）の規定による許可をし、同條第三項（港湾区域内の国等の工事についての特例）の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六條第一項の規定による許可をし、同條第三項（港湾区域の定のない港湾への準用）の規定による協議に応じ、若しくは港湾管理者の長が同法第五十八條第二項（公有水面埋立法との関係）の規定により公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による都道府県知事の職権を行おうとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、運輸大臣、港湾管理者の長又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

5　保護水面の区域内において水産動植物の保護培養のため特に必要があるときは、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣は、政令の定めるところにより、建設大臣若しくは地方行政庁又は運輸大臣、港湾管理者の長若しくは都道府県知事に対し、当該区域内における第一項に掲げる工事又はその工事により施設された工作物に関し必要な勧告をすることができる。

（費用の負担）

第十九條　都道府県知事が管理計画に基いて行う保護水面の管理に要する経費は、国の負担とする。

第三節　さく河魚類の保護培養

（国営の人工ふ化放流）

第二十條　農林大臣は、さく河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために、その人工ふ化放流を実施する。

2　農林大臣は、毎年度、前項の人工ふ化放流の実施に関する計画を定めなければならない。

3　前項の人工ふ化放流の計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一　当該年度において人工ふ化放流を実施する河川

二　当該年度において人工ふ化放流を実施する場所及び放流数

4　農林大臣は、第二項の人工ふ化放流の計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5　農林大臣は、省令の定めるところにより、第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

（受益者の費用負担）

第二十一條　農林大臣は、さく河魚類のうちさけ又はますを目的とする漁業を営む者が、前條第一項の規定により実施する人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができる。

（さく河魚類の通路の保護）

第二十二條　さく河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、さく河魚類のさく上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。

2　農林大臣又は都道府県知事は、前項の工作物の所有者又は占有者が同項の規定による管理を怠つていると認めるときは、その者に対し、同項の規定に従つて管理すべきことを命ずることができる。

第二十三條　農林大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

2　農林大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、当該工作物を設置しようとする者に対し、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置すべきこと、もし、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置することが著しく困難であると認める場合においては、当該水面におけるさく河魚類又はその他の魚類の繁殖に必要な施設を設置し、又は方法を講ずべきことを命ずることによつても、これをすることができる。

3　前項の規定による命令を受けた者は、省令の定めるところにより、当該命ぜられた事項についての計画を作成し、これについて農林大臣の承認を受けなければならない。

第二十四條　農林大臣は、工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。

2　前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

3　農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に対し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二條第二項の規定による命令に違反した者に対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に対しては、補償しない。

4　第一項の規定による除害工事の命令が利害関係人の申請によつてされたときは、農林大臣の定めるところにより、当該申請者が、前項本文の規定による補償をしなければならない。

5　前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつて、その増減を請求することができる。

6　前項の訴においては、国を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

7　第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、当該先取特権者、質権者又は抵当権者から供託しなくてもよい旨の申出がある場合を除き、農林大臣又は第四項の当該申請者は、第三項又は第四項の補償金を供託しなければならない。

8　前項の先取特権者、質権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

（内水面におけるさけの採捕禁止）

第二十五條　漁業法第百二十七條に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさけを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令若しくは規則の規定により農林大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

（公共の用に供しない水面）

第二十六條　公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通ずるものには、政令で、第二十二條から前條までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

第四節　水産動植物の種苗の確保

（届出の義務）

第二十七條　省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者は、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。その業を廃止したときも、同様とする。

（生産及び配付の指示）

第二十八條　農林大臣は、前條に規定する水産動植物の種苗を確保するために必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、同條に規定する者に対し、当該水産動植物の種苗の生産又は配付につき必要な指示をすることができる。

第三章　水産資源の調査

（水産資源の調査）

第二十九條　農林大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海況等に関し、科学的調査を実施しなければならない。

2　農林大臣は、省令の定めるところにより、前項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

（報告の徴収）

第三十條　農林大臣又は都道府県知事は、前條の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。

第四章　補助

（補助）

第三十一條　国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、左の各号に掲げる者に対し、それぞれ左の各号に掲げる費用の一部を補助することができる。

一　さく河魚類の通路となつている水面に設置した工作物の所有者又は占有者（第二十四條第一項の規定による除害工事の命令を受けた者を除く。）が、第二十三條第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用

二　国以外の者がさく河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流事業を行うのに要する費用

第五章　雑則

（水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員）

第三十二條　農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内で、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員を命じ、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他この法律及びこの法律に基く命令の励行に関する事務をつかさどらせる。

（水産資源の保護培養に関する協力）

第三十三條　都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、漁業協同組合その他の者に対し、水産資源の保護培養に関し協力を求めることができる。

（水産資源保護部会）

第三十四條　中央漁業調整審議会に、水産資源の保護培養に関する重要事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。

（訴願）

第三十五條　この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした行政庁の処分に不服がある者は、農林大臣に訴願することができる。但し、第十一條第五項又は第二十四條第五項の規定により訴を提起することができる場合は、この限りでない。

第六章　罰則

第三十六條　第五條から第七條までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十七條　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一　第十八條第一項の許可を受けないで、同項の工事をした者

二　第二十三條第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者

三　第二十四條第一項の規定による命令に違反した者

四　第二十五條の規定に違反した者

第三十八條　第三十六條又は前條第四号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具は、没収することができる。但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十九條　第三十六條又は第三十七條の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十條　左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一　第二十三條第三項の規定に違反した者

二　第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六條、第三十七條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第二十四條、第三十二條、第三十四條及び第三十七條第三号の規定並びに第三十九條及び第四十一條の規定中第三十七條第三号の違反行為に関する部分の施行期日は、昭和二十七年四月一日以後でなければならない。

2　この法律施行の際現に第二十七條に規定する業を行つている者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならない。

3　第四十條第二号及び第四十一條の規定は、前項の場合に準用する。

4　漁業法の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「水産資源枯渇防止法（昭和二十五年法律第百七十一号）第二條第一項」を「水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第九條第一項」に改める。

第六十五條第一項中「水産動植物の繁殖保護、」及び第五号から第七号までを削り、同條第四項中「、漁具及び同項第七号の水産動植物」を「及び漁具」に改める。

第六十八條から第七十一條までを次のように改める。

第六十八條から第七十一條まで　削除

第七十三條中「第六十五條（漁業調整に関する命令）及び第六十八條から第七十一條まで（漁法の制限及びさく河魚類の保護）の規定並びにこれら」を「第六十五條（漁業調整に関する命令）の規定及びこれ」に改める。

第百十三條第三項第二号中「五人」を「十人」に改める。

第百三十八條第七号及び第百三十九條第三号を削る。

5　水産資源枯渇防止法（昭和二十五年法律第百七十一号）は、廃止する。

6　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林大臣　根本龍太郎
通商産業大臣　高橋龍太郎
運輸大臣　山崎　猛
建設大臣　野田卯一
内閣総理大臣　吉田　茂

省令

◉厚生省令第四十八号

保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日
厚生大臣　橋本龍伍

保健婦助産婦看護婦法施行規則の一部を改正する省令

保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「（住所地の都道府県知事と異なる場合は、住所地の都道府県知事を経由して当該処分をした都道府県知事。）」を削る。

第十八條の見出し及び同條並びに第十九條の見出し及び同條中「公告」を「告示」に改める。

附則第二項中「（住所地の都道府県知事と異なる場合は、住所地の都道府県知事を経由して、当該処分をした都道府県知事）」を削る。

附則第三項を削る。

附則第四項中『「免許を與えた都道府県知事（住所地の都道府県知事と異なる場合は、住所地の都道府県知事を経由して、免許を與えた都道府県知事）に申請しなければならない。」』の下に『と、第三十三條中「免許証の写」とあるのは「助産婦名簿の謄本」』を加え、同項を第三項とする。

附則第五項を削る。

附則第六項を第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　前項の者が、法第五十二條第二項の規定により準用される法第三十三條第一項の規定による業務開始の届出をする場合において、就業地の都道府県知事が助産婦名簿に登録した都道府県知事と同じであるときは、前項の規定にかかわらず、助産婦名簿の謄本の添付を必要としない。

附則第七項を次のように改める。

6　第二項、第三項又は第五項の者が、法第五十一條第三項、法第五十二條第三項又は法第五十三條第三項の規定により、厚生大臣の免許を受けようとするときは、申請書（第五号様式）に左の書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出しなければならない。

一　保健婦免状の写、助産婦名簿の謄本又は看護婦免状の写

二　第一條第二号及び第三号に掲げる書類

7　第二項又は第五項の者が、厚生大臣の免許を受けたときは、保健婦免状又は看護婦免状を与えた都道府県知事（住所地の都道府県知事と異なる場合は、住所地の都道府県知事を経由して、保健婦免状又は看護婦免状を与えた都道府県知事）に、保健婦免状又は看護婦免状を返納しなければならない。

8　保健婦免状若しくは看護婦免状を下付し、又は助産婦名簿に登録した都道府県知事は、第二項、第三項又は第五項の者につき、厚生大臣から、保健婦免許、助産婦免許又は看護婦免許を与えた旨の通知を受けたときは、保健婦籍、助産婦名簿又は看護婦籍の登録をまつ消しなければならない。

附則第八項を削る。

9　附則第九項を次のように改める。

法第五十一條第三項、法第五十二條第三項又は法第五十三條第三項の規定により厚生大臣の免許を受けた者にあつては、第三條第三号は、「保健婦免状若しくは看護婦免状の下付の年月又は助産婦名簿登録の年月並びに当該都道府県名」と読み替えるものとする。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式

保健婦（助産婦、看護婦）免許申請書

収入印紙

本籍

住所

氏（フリガナ）名

年　月　日生

一、保健婦免状の下付（助産婦名簿の登録、看護婦免状の下付）　年　月　日

一、罰金以上の刑に処せられたことはありません。（あるときは、その罪及び刑）

一、保健婦（助産婦、看護婦）の業務に関する犯罪はありません。（あるときは、その罪）

保健婦（助産婦、看護婦）免許を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年　月　日

右　氏　名　㊞

厚生大臣　殿

備　考

一　用紙は、**日本標準規格B5とし、墨又はインキをもつて記載すること。**

二　収入印紙は、消印をしてはならない。」

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　都道府県知事の看護婦免許を受けた者の講習等に関する省令（昭和二十六年厚生省令第三十一号）は、廃止する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基き、**人事院規則九―七**（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十七日　人事院総裁　浅井　清

第十一項但書を次のように改める。

但し、交通不便により規則九―五（給與簿）の規定による勤務時間の報告が遅れる場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、その他特別の事情がある場合には、指令で別の取扱をすることができる。（昭和二十六年十二月十七日施行）

告　示

◉法務府告示第四百八十二号

左記の者の申請にかかる日本国に帰化の件は、これを許可する。

昭和二十六年十二月十七日　法務総裁　大橋　武夫

現国籍　無国籍

出生地　北海道函館市相生町四十三番地

住　所　北海道函館市新川町二十番地

沈　フミ

昭和六年三月二十八日生

◉法務府告示第四百八十三号

昭和二十年八月五日鹿児島県肝属郡垂水町役場で保存していた除籍簿全部が滅失したから、これを再製する必要があるので左に掲げる者は、昭和二十七年三月三十一日までに同町長に対して次の手続をしなければならない。

一、大正三年十二月三十一日までに同町長に対して転籍、本籍地変更、就籍又は除籍に関する届出をしたものは更にその事項を申し出ること。

二、大正三年十二月三十一日までに同町長に対して転籍届書若しくは入籍通知書を送付し、又は同町長の発送したこれらの書類の送付を受けた市町村長はその書類の写を作つてこれを送付すること。

注　意

一、申出は口頭でも差しつかえない。

一、申出の手続につき不審の点があれば、垂水町役場又は鹿児島地方法務局鹿屋支局に照会されたい。

一、市町村長の送付すべき届書類の写は市役所、町村役場又は法務局、地方法務局若しくはその支局で保存しているものにつき、市町村長がこれを謄写すること。

昭和二十六年十二月十七日　法務総裁　大橋　武夫

◉大蔵省告示第千九百四十六号

ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第三條第一項の規定により、昭和二十六年十一月二十八日付をもつて、ドイツ財産でなくなる財産として、左の財産を指定した。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

財産の種類	金額	出資者名
トーセン合資会社に対する出資	一五、〇〇〇・〇〇円	ロッテ・トーセン

◉大蔵省告示第千九百四十七号

ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第三條第一項の規定により、昭和二十六年十一月二十八日付をもつて、ドイツ財産でなくなる財産として、左の財産を指定した。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

トーセン合資会社（本店　兵庫県神戸市葺合区御幸通二丁目六番地の二）に属する一切の財産

◉大蔵省告示第千九百四十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、杵築信用組合第一回割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　杵築信用組合第一回割増金附定期貯金

二　條　件

（一）契約期間　一年

（二）預入金額　一口千円

（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月二十八日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	三
三等	五〇〇	六
四等	一〇〇	六〇
五等	四〇	一、九二八
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月十日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年三月二十日

七　割増金附貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百四十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、三重県農協割増金附第四回農協定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　三重県農協割増金附第四回農協定期貯金

二　條　件

（一）契約期間　六月

（二）預入金額　一口千円

（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月二十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇	二
三等	一、〇〇〇	一〇
四等	二〇〇	一〇〇
五等	一〇〇	一、〇〇〇
六等	四五	一〇、〇〇〇
七等	二〇	八八、八八七
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年三月一日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年三月十日

七　割増金附貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百五十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、鳥取県農協第五回農村振興定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　鳥取県農協第五回農村振興定期貯金

二　條　件

（一）契約期間　大黒組　六月

恵比須組　一年

（二）**預入金額　大黒組　一口千円**

恵比須組　一口五百円

（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月九日まで。

四　割増金　大黒組、恵比須組とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

（一）大黒組

等級	割増金	当せんの数
一等	一、五〇〇円	二本
二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	二六	一〇〇
五等	二〇	八八七
計		一、〇〇〇

（二）恵比須組

等級	割増金	当せんの数
一等	一、五〇〇円	二本
二等	五〇〇	一
三等	一〇〇	一〇
四等	二九	一〇〇
五等	二四	八八七
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十三日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月二十九日

七　割増金附貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百五十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、西谷村農協第三回久美愛定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　西谷村農協第三回久美愛定期貯金

二　條　件

（一）契約期間　一年

（二）預入金額　一口千円

（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十日から同二十七年一月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
残念賞	一、〇〇〇	二
一等	一、〇〇〇	三
二等	五〇〇	九
三等	一二〇	九〇
四等	七〇	三〇〇
五等	四〇	二、五九五
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年二月四日

七　割増金附貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百五十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第二回阿哲郡農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第二回阿哲郡農協割増金附定期貯金

二　條　件

（一）契約期間　一年

（二）預入金額　A種　一口千円

B種　一口五百円

（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十日から同二十七年二月二十日まで。

四　割増金　A種、B種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

（一）A種

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	一〇〇
四等	四六	八八九
計		一、〇〇〇

（二）B種

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	二〇〇	一〇
四等	一〇〇	五〇
五等	二〇	九三七
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十九日

六　割増金の支払開始期日　昭和二十七年三月五日

七　割増金附貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第千九百五十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、田中村農協第二回割増金附愛村定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　田中村農協第二回割増金附愛村定期貯金

二　條　件

（一）契約期間　六月

（二）預入金額　一口千円

（三）利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十一月二十一日から同二十七年一月二十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	一〇〇	三
四等	五〇	一〇
五等	三〇	三〇
六等	二〇	九五四
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月三十一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百五十四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、第二回東農定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第二回東農定期貯金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十一日から同二十七年二月二十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権四千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	三、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	三
二等	五〇〇	五
三等	一〇〇	二〇
四等	五〇	二〇〇
五等	二〇	三、七七一
計		四、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十四日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月一日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百五十五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、第七回釜信福徳定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第七回釜信福徳定期貯金

二　条件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十二日から同二十七年一月十六日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	五〇、〇〇〇円	一本
二等	二、〇〇〇	三
三等	五〇〇	一〇
四等	一〇〇	三〇〇
五等	四八	九、六八六
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年一月二十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月二日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百五十六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、鶴岡信用金庫第一回割増金附鶴亀定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　鶴岡信用金庫第一回割増金附鶴亀定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十二日から同二十七年一月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	三〇
四等	三〇	五〇〇
五等	二〇	四、四五七
計		五、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月九日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百五十七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、広島信用金庫改組記念割増金附定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十六年十二月十七日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　広島信用金庫改組記念割増金附定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十六年十二月二十二日から同二十七年二月十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各七組につき次のとおりとする。但し、改組記念特別賞及び特賞は、一等のうちから当せんを定める。

等級	割増金	当せんの数
改組記念特別賞	一〇〇,〇〇〇円	一本
特賞	三〇,〇〇〇	一
一等	一〇,〇〇〇	五
二等	一,〇〇〇	一四
三等	五〇〇	七〇
四等	一〇〇	二一〇
五等	五〇	七〇〇
六等	三〇	七,〇〇〇
七等	二〇	六一,九九九
計		七〇,〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月十六日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月二十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**厚生省告示第二百八十二号**

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第二号の規定による講習会として昭和二十六年十一月十八日次のものを指定した。

昭和二十六年十二月十七日　厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　茨城県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催　茨城県

一、期間　昭和二十六年十二月から同二十七年二月まで

◉**厚生省告示第二百八十三号**

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第二号の規定による講習会として昭和二十六年十二月四日次のものを指定した。

昭和二十六年十二月十七日　厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　広島県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催　広島県

一、期間　昭和二十六年十一月から同二十七年三月まで

◉**厚生省告示第二百八十四号**

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第二号の規定による講習会として昭和二十六年十二月四日次のものを指定した。

昭和二十六年十二月十七日　厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　大阪府社会福祉主事資格認定講習会

一、主催　大阪府

一、期間　昭和二十六年十月から同二十七年二月まで

◉**厚生省告示第二百八十五号**

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十八条第二号の規定による講習会として昭和二十六年十二月四日次のものを指定した。

昭和二十六年十二月十七日　厚生大臣　橋本　龍伍

一、名称　福岡県社会福祉主事資格認定講習会

一、主催　福岡県

一、期間　昭和二十六年十一月から同二十七年三月まで

◉**厚生省告示第二百八十六号**

理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条及び第三条に規定する理容師養成施設及び美容師養成施設として昭和二十六年十二月十一日次のとおり指定した。

昭和二十六年十二月十七日　厚生大臣　橋本　龍伍

名称	区分	昼夜間部	所在地
マリールウキズ美容学院	美容	昼間部	東京都新宿区須賀町三
愛知県立名古屋ろうあ学校	理容	昼間部	愛知県名古屋市千種区振甫町一ノ一二三
高知県立ろうあ学校理容科	理容	昼間部	高知県高知市大膳様町一〇

◉**運輸省告示第三百十八号**

日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律（昭和二十二年法律第百十六号）第一条の規定によつて昭和二十三年十二月運輸省告示第七十四号、昭和二十三年十二月運輸省告示第三百七十二号及び昭和二十四年一月運輸省告示第四号をもつて指定した次の船舶は指定の取消をする。

昭和二十六年十二月十七日　運輸大臣　山崎　猛

昭和二十三年十二月運輸省告示第七十四号

船名	船種	総トン数	機関の種類	現在場所	発見された年月日
福久丸	機帆船	一五	焼玉	福岡県芦屋町	昭和二、七、六
八幡丸	〃	五	〃	若松市	三、一〇、一三
大吉丸	〃	一五	〃	福岡県糸島郡小富士村	三、八、四
北運丸	〃	一九	〃	福岡市	二、八、一
隆昌丸	〃	一二	〃	福岡県加布里町	〃
神勢丸	〃	四〇	〃	佐賀県呼子町小川島	〃
玄海丸	〃	五	〃	福岡市	三、五、二九
松島丸	〃	九	〃	〃	三、八、三
富士丸	〃	八	〃	〃	三、四、一
大福丸	〃	一五	〃	熊本県山鹿町	三、四、二五
共漁丸	〃	七	〃	佐世保市相浦	三、五、一六
安芸丸	〃	一九	〃	〃	三、一〇、不詳
安全丸	〃	六九	不詳	佐世保市	三、八、不詳
麗信丸	〃	一九	機関なし	〃	三、一〇、一三
興漁丸	〃	一八	〃	長崎県南松浦郡青方港	三、一一、二〇
富久丸	〃	一九	焼玉	鹿児島市	三、八、二五
八幡丸	〃	八五	〃	〃	不詳
西洋丸	〃	二五	〃	宮崎県富島町	三、七、一〇
海徳丸	漁船	一五	〃	佐世保市相浦	三、五、二
第一大竹丸	機帆船	一九	〃	門司市	三、七、一六
一五丸	〃	一六	〃	下関市吉見	三、八、四
第一宝山丸	〃	五	〃	下関市	三、四、二五
栄福丸	〃	一五	〃	門司市	三、七、二五
丸英丸	〃	一二	〃	〃	三、二、二七

昭和二十三年十二月運輸省告示第三百七十二号

船名	船種	総トン数	機関の種類	現在場所	発見された年月日
得仲丸	不詳	一三	焼玉	若松市	不詳
日出丸	機帆船	一〇	〃	山口県小串町	〃
金田丸	〃	一一	〃	〃	〃
第三東伸丸	〃	一七	〃	〃	〃
不詳		七	〃	〃	〃
第五東伸丸	機帆船	四五	〃	山口県阿川町	〃
尚徳丸	〃	一二	〃	山口市	〃
厚生丸	〃	一九	〃	山口県仙崎町	〃
白銀丸	〃	五	〃	長崎県香焼町	昭和二、八、二九
鮮洋丸	〃	八	〃	長崎県北松浦郡中津村	三、三、六
松漁丸	漁船	一二	〃	八幡市	三、八、三
更生丸	〃	八	〃	長崎県厳原町	三、七、三
丸英丸	機帆船	一二	〃	門司市	三、三、二七
湖南丸	〃	〃	〃	若松市	三、八、一〇
第五義勇丸	〃	八七	〃	門司市	不詳
不詳（第一対水丸）	伝馬船	六	〃	長崎県厳原町	三、五、六

昭和二十四年一月運輸省告示第四号

船名	船種	総トン数	機関の種類	現在場所	発見された年月日
幸福丸	漁船	七八	焼玉	佐世保市万津町	昭和二四、一、二六
金比羅丸	〃	一八	〃	長崎県厳原町	三、七、一三
協力丸	〃	七	〃	福岡市栄町	二四、一一、一〇

◉**郵政省告示第四百九十七号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三条第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月十六日から、次の郵便局を設置し、これを特定郵便局長を長とする郵便局とした。但し、郵便物集配事務を取り扱わない。

昭和二十六年十二月十七日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称	位置
鹿児島郡元（かごしまこおりもと）郵便局	鹿児島市郡元町（鹿児島局郵便区内）

◉**電気通信省告示第二百六十一号**

次の無線電報取扱所を下記の日から設置した。

昭和二十六年十二月十七日　電気通信大臣　佐藤　栄作

名称	位置	呼出符号	伝送上の名称	停泊港	設置年月日
祝丸（いわいまる）無線電報取扱所	鶴丸汽船株式会社所属汽船祝丸	JPOE	（和文）イワイマル （欧文）IWAIMARU	若松	昭和二六、三、一
東慶丸（とうけいまる）無線電報取扱所	東和汽船株式会社所属汽船東慶丸	JRNN	（和文）トウケイマル （欧文）TOKEIMARU	神戸	二六、11、七
喜山丸（きざんまる）無線電報取扱所	宮地汽船株式会社所属汽船喜山丸	JJTO	（和文）ミヤチキザンマル （欧文）KIZANMARU/JJTO	同	二六、11、10

◉建設省告示第千四十二号

東京特別都市計画緑地地域を別紙図面表示のように変更し、昭和二十七年一月六日より施行する。

その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第千四十三号

東京特別都市計画用途地域を別紙図面表示のように追加並びに変更し、昭和二十七年一月六日より施行する。

その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第千四十四号

東京特別都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千四十五号

東京特別都市計画風致地区変更追加を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千四十六号

東京特別都市計画街路追加変更及び廃止を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千四十七号

東京特別都市計画特別工業地区を別紙図面表示のように指定し、昭和二十七年一月六日より施行する。

その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第千四十八号

東京特別都市計画準防火地域を別紙図面表示のように追加指定し、昭和二十七年一月六日より施行する。

その関係図面は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第千四十九号

東京特別都市計画公園追加変更並びに同事業、緑地事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千五十号

青梅都市計画用途地域を別紙図面表示のように指定し、昭和二十七年一月六日より施行する。

その関係図面は、東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第千五十一号

青梅都市計画特別工業地区を別紙図面表示のように指定し、昭和二十七年一月六日より施行する。

その関係図面は、東京都庁及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第千五十二号

武蔵野都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁及び武蔵野市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千五十三号

武蔵野都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁及び武蔵野市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千五十四号

立川都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁及び立川市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千五十五号

都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十六年十二月建設省告示第千五十四号立川都市計画街路事業を執行する行政庁として東京都知事を指定する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千五十六号

立川都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、東京都庁及び立川市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第千五十七号

立川都市計画国立文教地区を別紙図面表示のように指定し、昭和二十七年一月六日より施行する。

その関係図面は、東京都庁及び立川市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第千五十八号

立川都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都庁及び立川市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

正　誤

昭和二十六年十一月三十日公布法律第二百七十三号所得税法の臨時特例に関する法律別表第三中

頁		誤	正
三六八	㈡　扶養親族の数　0人の欄中	14.570	14.370
三七〇	㈣　扶養親族の数　2人の欄中	48.840	78.840
〃	〃　3人の欄中	117.600	117.660

総理府官報報告主任

昭和二十六年十二月六日正誤（昭和二十六年労働省告示第二十号の正誤）欄中九八頁五段ウインチマン等の欄中

「大分（乙）　最低　7,155　7,153
宮崎　最低　7,155　7,153
鹿児島　最低　7,155　7,153」は

荷馬車曳（馬車無）の末尾に加えるはずの編集誤り。

昭和二十六年十二月十三日総理府告示第三百九十四号町村の境界変更中次の通りいずれも誤植

頁	段	行	誤	正
三三	三	終りから 一〇 一一	五五ノ一	五一ノ一
〃	〃	〃 一〇	五五ノ二	五一ノ二

国会事項

○衆議院

◉通知書受領及通知　十二月十四日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は公益事業委員会委員に伊藤忠兵衛を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

◉報告書受領　十二月十四日内閣を経由して公益事業委員会委員長松本烝治から、公益事業令第十九條第二項の規定により、昭和二十六年公益事業委員会年次報告書を受領した。

◉議案提出　十二月十四日内閣から提出した議案は次の通りである。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く公益事業委員会関係諸命令の措置に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国占領軍の為す郵便物、電報及び電話通話の検閲に関する件を廃止する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く全国選挙管理委員会関係諸命令の廃止に関する法律案

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く警察関係命令の措置に関する法律案

◉議案受領　十二月十四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

宮内庁法の一部を改正する法律案

◉議事日程　十二月十五日の議事日程は次の通り。

議事日程　第四号

昭和二十六年十二月十五日（土曜日）

午後一時開議

質問

一　ダレス、吉田会談に関する緊急質問（竹山祐太郎提出）

二　第七次造船に関する緊急質問（大矢省三提出）

三　麦類作付面積減少に関する緊急質問（竹村奈良一提出）

四　再軍備及び中国政府との国交等政府の外交方針に関する緊急質問（勝間田清一提出）

○参議院

◉報告書提出　十一月二十九日委員長から左の報告書を提出した。

農林政策に関する調査報告書

十二月十一日委員長から左の報告書を提出した。

水産省設置法案並びに水産省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案審査報告書

行政機構の整備に関する調査報告書

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案審査報告書

又同十二日委員長から左の報告書を提出した。

国家公務員の給与問題に関する調査報告書

公務員制度に関する一般調査報告書

又同十三日委員長から左の報告書を提出した。

日本経済の安定と復興に関する調査報告書

辞　令

○内　閣

法務政務次官　龍野喜一郎

外務政務次官　石原幹市郎

大蔵政務次官　西村　直己

文部政務次官　今村　忠助

厚生政務次官　松野　頼三

農林政務次官　野原　正勝

通商産業政務次官　本間　俊一

運輸政務次官　佐々木秀世

（各通）

郵政政務次官　寺本　斎

電気通信政務次官　平井　太郎

労働政務次官　溝口　三郎

建設政務次官　塚原　俊郎

経済安定政務次官　福田　篤泰

賠償政務次官　入交　太蔵

行政管理政務次官　山口六郎次

地方自治政務次官　藤野　繁雄

物価政務次官　上原　正吉

第十三回国会政府委員を命ずる

運輸政務次官　佐々木秀世

鉄道建設審議会委員に任命する（以上十二月十四日）

○大蔵省

大蔵事務官　島村　律

社寺境内地処分地方（近畿財務局管下）審査会委員を命ずる（十月十六日）

同　大野　敏一

国家公務員法第八十二條の規定に依り懲戒処分として免職する（十一月十六日）

運輸事務官兼大蔵事務官　佐原　亨

兼官を免ずる（十一月二十一日）

大蔵事務官　清水　平吉

願に依り本官を免ずる（十一月三十日）

同　福田　久男

銀行局資金運用課長高橋俊英帰朝につき同課長事務代理を免ずる（十二月六日）

官庁事項

○最高裁判所

◉懲戒しない旨の決定　東京地方裁判所判事関谷六郎に対する昭和二十六年（分）第一号事件（東京高等裁判所）について審理の結果、次のとおり懲戒しない旨の決定があつた。

昭和二十六年（分）第一号

決　定

東京地方裁判所判事

判事　関谷　六郎

右判事に対する懲戒申立事件について当裁判所は次のように決定する。

主　文

被申立判事を懲戒しない。

理　由

被申立判事は東京地方裁判所判事であつて、東京高等裁判所判事の職務代行を命ぜられ同裁判所判事佐伯顯二を裁判長として、他の陪席裁判官判事武田軍治と共に第一刑事部を構成していたものであるが、同部は浦和地方裁判所が神場武平に対する殺人、同未遂等被告事件について言い渡した判決に対し、検察官から控訴の申立のあつた一件記録を昭和二十五年十二月十八日右裁判所から受理し、同事件は同部に係属し、前記三判事においてその審理を担当するに至つたので、同月二十二日右控訴事件の控訴趣意書差出最終日を昭和二十六年二月二十六日と指定し、所属書記官に対し控訴申立人に対する右の通知を命じたところ、[illegible]御用納の当日と[illegible]め右控訴事件は、被告人から控訴の申立があつたものと誤認し、同被告人に対し右最終日の通知を[illegible]為に控訴申立人でない被告人並びにその弁護人からは控訴趣意書の差し出される筈はなく、又右通知に接しない控訴申立人である検察官からも控訴趣意書の提出がないまま右最終日を経過した。昭和二十[illegible]内に控訴趣意書[illegible]記官から報告が[illegible]事等は、右報告[illegible]の控訴申立に[illegible]三十一日、右控訴事件について、被告人が刑事訴訟法第三百七十六條第一項同規則第二百三十六條所定の期間内に控訴趣意書を差し出さなかつたとの理由で同法第三百八十六條第一項第一号により控訴を棄却する旨の決定をなしたものである。

右の事実は、本件懲戒申立事件記録に徴して明瞭である。

およそ刑事被告事件の控訴審を担当する裁判官としては、事件を処理するにあたつては、記録について、控訴申立をした者が何人であるか、又その控訴申立人に対し控訴趣意書差出最終日の通知は適法になされたか、なお又控訴趣意書の提出があつたかどうか等[illegible]ための必要な事項を調査し過誤のないよう注意すべきことは勿論である。[illegible]基く事情があつたとしても被申立判事が前記決定をなしたことは、職務上の義務に違反したものといわなければならない。しかし本件における諸般の事情を勘案すれば裁判所法第四十九條により懲戒に付すべき程度のものとは認められない。

よつて被申立判事は懲戒しないこととするのを相当と認め主文のとおり決定する。

昭和二十六年十二月九日

東京高等裁判所第四特別部

裁判長判事　中島登喜治

判事　吉田常次郎

判事　斎藤　直一

判事　大江　保直

判事　谷中　董

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第338号

日本国有鉄道旅客営業規則（昭和26年2月日本国有鉄道公示第31号）の一部を次のように改正し、昭和26年12月15日から適用する。

昭和26年12月17日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月17日鉄道公報参照）

◉日本国有鉄道公示第339号

一般旅客自動車運送事業用自動車への危険品の持込等の制限に関する省令（昭和26年運輸省令第100号）の施行に伴い、自動車線における手回り品の持込及び手小荷物の受託の制限について次のように定める。

昭和26年12月17日　日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

1　持込及び受託の制限をする範囲

この持込及び受託の制限は、自動車線内相互間及び自動車線と鉄道、航路又は社線との相互間並びに[illegible]の場合[illegible]

2　手小荷物の受託制限

旅客は、旅客及び荷物運送規則（昭和25年[illegible]日本国有鉄道公示第110号）第107條第2号から第6号までに掲げる物品の外、別表に掲げる物品を手回り品として車内に持ち込むことができない。

3　[illegible]

旅客及び荷物運送規則（[illegible]）第195條並びに鉄道運輸規程（[illegible]）第73條に規定する物品の外、別表に掲げる物品は、手小荷物として託送することができない。

4　その他

その他の取扱方は、荷物運送規則の一般の規定による。[illegible]

（別表省略。但し、昭和26年12月17日鉄道公報参照）

法務府公告

○工場財団

中央区銀座東六丁目七番地日新製糖株式会社は江東区深川豊洲四丁目一番地所在の江東工場に属する建物、工作物及機械器具等に対し工場財団組成の

昭26.12.17.　第7483号

為所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若は仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内に其の権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日

東京法務局墨田出張所

静岡県駿東郡長泉村本宿五百一番地特種製紙株式会社から静岡県駿東郡長泉村本宿五百一番地所在の特種製紙株式会社工場に属する土地、建物、工作物並機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存の登記申請があつたから右財団に属する動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備へ付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日

静岡地方法務局三島出張所

東京都中央区京橋三丁目四番地八株式会社鉄興社より山形県東田川郡立谷沢村大字立谷沢字水除二番の一所在株式会社鉄興社立谷沢川第一発電所に属する建物に附属する機械器具に対し新に工場財団に属すべきものとして変更登記申請があつたから右財団に属すべき動産につき権利を有するもの又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から向う三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付け関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月十七日

山形地方法務局手向出張所

裁判所公告（●印は新料金）

○押収物還付公告

岡山家庭裁判所津山支部

左記押収物について少年法第十五条刑事訴訟法第四百九十九条によつて公告する。

○昭和二十六年押第七八号（昭和二六年少第四四三号）
一、ナイヤン製女物財布　一個
二、風呂敷　一枚

仙台家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五条、刑事訴訟法第四百九十九条に依つて公告する。

○昭和二十五年領第一三号（昭和二五年少第四三四、四三五号窃盗保護事件）
一、自転車車体　一台
二、右同　一台
三、自転車ハンドル　一箇
四、右同　二箇
五、右同　一箇
六、自転車車体　一台

○昭和二十六年押第四二号（昭和二六年少第三八四、三八五、三八六、三八七、三八八号窃盗等窃盗保護事件）
一、菓子容器ガラス破片　六箇

○同押第一四五号（同少第一二六八号横領保護事件）
一、質札　一枚

○同押第一六八号（同少第一三六八号食糧管理法違反保護事件）
一、換価代金　一千一百二十五円

○同押第七号（同少第八三号窃盗保護事件）
一、金鎚　一箇

○同押第一七四号（同少第一四八〇号窃盗保護事件）
一、藁半紙（三〇より四七迄氏名の記入したもの）一枚

福島家庭裁判所郡山支部

左記押収物について少年法第十五条、刑事訴訟法第四百九十九条によつて公告する。

○昭和二十六年少第一九〇号（食糧管理法違反保護事件）
一、換価代金　八百六十一円也

○同少第三九五号（同）
一、同　四百八十二円也

○同押第四一号（昭和二六年少第二八九号窃盗並に銃砲刀剣類等取締令違反保護事件）
一、ニューム製鍋（五升入位）一箇

○同押第五三号（同少第三六七号遺失物横領保護事件）
一、銅線　一貫二百匁
二、スパナ　一挺
三、やすり　一箇
四、スパナ　四挺
五、ペンチ　一挺

○同押第三一号（昭和二四年第一九五号窃盗保護事件）
一、安全剃刀古刃　一枚

○同押第九四号（昭和二五年少第三六一号窃盗保護事件）
一、燐寸空箱　一個

○相続財産管理人選任

●本籍並びに住所千葉県安房郡丸村宮下三百三十番地
明治四十年二月二十七日生
申立人　渡辺　四郎
本籍並びに最後の住所千葉県安房郡丸村宮下四百十三番地
明治二十六年七月十三日生
被相続人　渡辺久治郎

右の者より申立に係る昭和二十六年(家)第一四八八号相続財産管理人選任申立事件について当裁判所は該申立を理由あるものと認め左の通り審判する。

主　文

本籍並びに住所安房郡丸村宮下三百三十番地、渡辺四郎を右被相続人渡辺久治郎の相続財産管理人に選任する。

昭和二十六年十二月十一日

千葉家庭裁判所館山支部

●昭和二十六年(家)第二二五七号
本籍並びに住所山梨県北巨摩郡津金村下津金千七百一番地
申立人　津金　年雄
同　津金ゑと
本籍並びに最後の住所　不明
出生地及び出生年月日　不明
死亡の場所　山梨県北巨摩郡津金村下津金千七百一番地
死亡の年月日　明治二十四年十一月八日
職業　農業
被相続人　津金兵右ヱ門

右申立人の申立により右被相続人の相続財産管理人に本籍並びに住所山梨県北巨摩郡津金村下津金二千四百六十番地早川寛を選任した。

昭和二十六年十月三十日

甲府家庭裁判所

●昭和二十六年(家)第二九五号
本籍並びに住所熊本県鹿本郡三玉村大字久原三七八六番地
申立人　野田　友博
本籍並びに最後の住所右同所三三〇三番地
明治十三年十一月十九日生
昭和二十二年五月九日死亡
被相続人　亡　木庭　直記

右申立人の申立により当裁判所は右被相続人亡木庭直記の相続財産につき、熊本県鹿本郡山鹿町大字山鹿千五番地弁護士新野尾善九を財産管理人に選任した。

昭和二十六年十二月六日

熊本家庭裁判所山鹿支部
家事審判官　鍛冶四郎

○失踪に関する届出の催告

●昭和二十六年(家)第三八二二号
本籍並びに住所新潟市稲荷町三千五百三十四番地
申立人　金子　トヨ
明治十八年三月二十六日生
本籍並びに最後の住所右同所
不在者　金子　欽一
明治四十二年十月七日生

右不在者に対し利害関係人金子トヨより失踪宣告の申立をなしたから不在者は昭和二十七年六月二十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若し右の届出をしないときは失踪の宣告をうけることになる。又不在者の生死を知つている方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十二月十日

新潟家庭裁判所

○失踪宣告

●昭和二十五年(家)第一〇〇一七七　一〇〇七五九　一〇〇七六〇号
本籍東京都文京区柳町五番地、最後の住所元満州国東満総省饒河県饒河街三十三号
不在者　横山みや子
大正八年十月十三日生
同　横山　正幸
昭和十八年十月九日生
同　横山　正隆
昭和二十年三月十九日生

右の者等に対し東京都練馬区豊玉北三丁目十番地横山尚の申立により当家庭裁判所は昭和二十六年十一月一日死亡と看做し失踪を宣告した。

昭和二十六年十一月十五日

東京家庭裁判所

地方公共団体公告

○行旅死亡人

住所氏名不詳年令推定三十才から四十才の男身長五尺位体格中肉頭髪三分位ひげ濃く、格子縞茶色背広上下茶褐色毛糸様セーター白ワイシャツ、白アンダーシャツ、白ステテコ、白パンツを着し。コール天茶褐色帽子檜焼下駄、手拭を川畔に遺留す。

右は昭和二十六年十二月八日午前九時頃静岡県駿東郡小泉村石脇字野添五三九番地先木瀬川で発見死後約三週間を経過したものと推定仮埋葬をしたから心当りの者は当役場へ申出られたい。

昭和二十六年十二月十二日

静岡県駿東郡小泉村役場

会社その他の公告

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月二十日株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権のある者は第一回公告の日から二箇月以内に申出でられたい。若し右期間内に申出のない時は清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月九日

大阪市住吉区万代東二丁目十九番地
大仲産業株式会社
清算人　木村順次郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日の臨時株主総会の決議により解散しましたから債権者は第一回公告の日より六十日以内に御申出下さい。右御申出がないと清算から除外されます。

昭和二十六年十二月

大阪市大淀区長柄東通二丁目六五番地
北摂機械工業株式会社
清算人　古屋　総一

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月二十日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十四日

東京都目黒区上目黒一の一五七
館野産業株式会社
清算人　館野源次郎

解散公告（第二回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日の定時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十四日

東京都中央区日本橋小網町一丁目二番地の四
富士化学工業株式会社
清算人　遠藤　正雄

解散公告（第一回）

当会は昭和二十六年三月二十八日の評議員会の決議により解散しましたので当会に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

東京都千代田区丸ノ内一丁目二番地
恩賜財団　同胞援護会
清算人　桜井安右衛門

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十月七日社員総会の決議により解散致しました当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

愛知県半田市字荒古二百七十番地
有限会社万屋商店
清算人　小栗　三郎

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しましたので当会社に対して債権を有せられる方は昭和二十七年二月末日迄に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十七日

福岡市東中洲町二二
玉屋食品株式会社
代表清算人　藤井　利男

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月十五日株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権ある者は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月十二日

東京都中央区日本橋呉服橋一丁目三番地二
東京殖産株式会社
清算人　赤羽　保正

合併公告

昭和二十六年十一月三十日開催の臨時株主総会に於て下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月五日

下関市港町五の一
（甲）**弘栄海運株式会社**
下関市港町五の一
（乙）**興和海運株式会社**

合併公告

昭和二十六年十二月十四日開催の当社株主総会に於て東京都北区神谷町二丁目九〇三番地在の理研鋼材株式会社と合併し当社は解散し理研鋼材株式会社は存続することに決議しました。

右合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月十五日

東京都中央区銀座西七丁目五番地
理研精機株式会社

解散公告（第三回）

当会社は昭和二十六年十一月二十四日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月八日

東京都港区芝新橋一丁目八番地三
関東荷造梱包株式会社
清算人　寺尾　元吉

株式名義書換停止公告

来る十二月三十一日より臨時株主総会終了の日迄株式名義書換、質権の登録、信託財産の表示及びその抹消を停止致します。

昭和二十六年十二月十五日

東京都中央区銀座東八丁目十九番地
南国特殊造船株式会社

株式名義書換停止公告

来る十二月一日より定時株主総会終了の日まで株式名義書換、質権の登録、信託財産の表示及抹消を停止します。

昭和二十六年十一月二十九日

下関市岬之町五〇番地
新西日本汽船株式会社

閉鎖機関東亜海運株式会社社債元利金支払公告

今般掲題会社特殊清算金分配に関し東亜海運株式会社社債元利金を左記の通り御支払致します。

記

(一)社債銘柄
自東亜海運株式会社第一回社債
至同　第四回社債

(二)支払元利金
イ、元金　未償還額全額とする。
ロ、利金　会社経理応急措置法による指定時たる昭和二十一年八月十一日以前の最終利渡期日の翌日より閉鎖指定日（昭和二十二年五月八日）の前日迄の利金及び閉鎖指定日より昭和二十六年十二月三十一日迄の利金とする。

(三)支払場所　債券面記載の支払場所（登録債分については指定支払場所）

(四)支払日　昭和二十六年十二月三十一日

昭和二十六年十二月十七日

東京都千代田区丸ノ内一丁目二番地（三和ビル内）
閉鎖機関整理委員会

第十二期決算公告

貸借対照表

借方	
固定資産	三、二一四、六一九・二九
流動資産	九、七三〇、一六七・六三
出資加入金	四、二七〇・〇〇
繰越損失金	五六四、八一一・九七
当期損失金	一二七、〇一七・七一
合計	一三、六四〇、八八六・六〇
貸方	
資本金	四九五、〇〇〇・〇〇
諸積立金	九七九、八六〇・〇〇
借入金	三、七一〇、〇〇〇・〇〇
前受金	五三〇、九〇〇・〇〇
支払手形	三、三四四、〇二六・三五
未払金	二、九八六、八八七・八二
仮受金	二、五九四、三二三・四三
合計	一三、六四〇、八八六・六〇

株式併合公告

此度改正商法施行に伴い既発行株式十株を以て一株に併合致度昭和二十七年三月二十日迄に株券を会社に御提出相成度此段公告申上ます。

金沢市横山町一の一〇
アサヒ撚糸機株式会社

第二回決算公告

貸借対照表
（昭和二十六年九月三十日現在）

借方（資産の部）	
現金	五八、九〇六・四〇
預金	一、三三一、七五三・九〇
受取手形	五、五四八、八二八・二五
売掛金	二、五三八、六六〇・〇〇
仮払金	八、七二九、二五五・一五
積送品	一三、三八二、三三二・五〇
供託保証金	二一〇、〇〇〇・〇〇
建物	三一〇、八〇〇・〇〇
什器備品	四三、四八一・三九
当期損失金	一、三一〇、三九七・九六
計	三三、二六四、三九四・五五
貸方（負債の部）	
支払手形	二、〇五〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	二、八四四、二〇六・〇〇
仮受金	七、六四四、一二〇・〇〇
未払金	二三八、九七三・〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	八〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三一〇、〇〇〇・〇〇
退職積立金	八、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	一七九、〇九五・五五
計	三三、二六四、三九四・五五

昭和二十六年十一月

東京都中央区日本橋江戸橋一の一五藍沢ビル内
東王産業株式会社

第八回決算公告

資産の部	
土地	一、七〇二、八〇四・〇〇
建物	八、六六六、七一一・二一
什器	一、五七〇、七〇五・〇六
商品	一三、〇七二、七五六・五四
有価証券	九六一、八〇九・五〇
容器	一五、二六三、四七〇・〇〇
貯蔵品	六、九七一、六六一・八五
売掛金	一四三、三五六、六五七・一八
受取手形	四一、〇九二、五三八・四八
未収金	八四三、〇一四・七七
仮払金	四一、四五五、二七三・七七
寄託保証金	三七二、三八二・〇〇
預け金	八五、二七一、二九六・四〇
現金	四〇六、九五六・五七
供託金	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
有価証券供託	二一六、三八五、五五〇・〇〇
保管有価証券	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇
墺請勘定	九一二、〇四六・一四
合計	四九〇、八〇四、六三三・三一
負債の部	
資本金	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	二三〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	四六〇、〇〇〇・〇〇
退職手当積立金	六八二、三〇五・九〇
納税引当金	[illegible]
借入有価証券	一二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	三五二、〇六〇、七〇二・〇〇
未払金	一、五五四、四七一・二〇
受託保証金	六、五八三、〇九〇・〇〇
前受金	一〇三、四一三・〇〇
仮受金	三、三五八、七七五・五〇
社有有価証券供託	八八五、五五〇・〇〇
前期繰越利益金	一四、三七四・九八
当期利益金	四四七、九五〇・七三
合計	四九〇、八〇四、六三三・三一

右の通り公告致します。

昭和二十六年十二月五日

アルコール興業株式会社

第八期決算公告

貸借対照表
昭和二十六年九月三十日現在

借方	
土地	六〇〇、〇〇〇・〇〇
建物	五、一一九、一〇六・〇〇
什器備品	四五〇、二六七・二六
長期投資	四五〇、〇〇〇・〇〇
商品	四、二三七、三三〇・〇〇
短期債権	一、六四三、九七八・一四
売掛金	五、一九七、七九五・〇〇
未収入金	五六、八一四、三六九・一五
受取手形	七、四七二、三一〇・八〇
預金、現金	二、二七四、八七〇・〇九
仮払金	一、〇二三、五二〇・〇〇
合計	九四、二八二、五三六・四四
貸方	
資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定準備金	五〇〇、〇〇〇・〇〇
任意積立金	七〇〇、〇〇〇・〇〇
退職手当積立金	六五〇、〇〇〇・〇〇
買掛金	二四九、八〇〇・〇〇
支払手形	六三、三二一、二四五・六九
預り金	五〇九、七五八・四〇
未払金	三、六八八、八七五・二九
未払配当金	五四、五七七・〇〇
納税引当金	七二七、〇八三・九六
繰越金	一九三、九一五・九〇
当期利益金	一、六八七、二八二・二〇
合計	九四、二八二、五三六・四四

昭和二十六年十一月

塗料販売株式会社

P.330

第十期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部

土地、建物	四、六一四、一三〇・五〇
機械工具	一、四七一、三三〇・〇〇
資本参加	一、一九二、五〇〇・〇〇
在庫商品	二〇、九九四、二〇〇・四六
売掛金及受取手形	三五、〇八七、六七八・五二
仮払金	一、八九五、五四七・八〇
現金及預金	八、六六〇、一四九・二五
合計	七三、九一五、五三六・五三

負債の部

資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
諸積立金	四、一九三、七七三・〇〇
借入金及割引手形	一二、三七三、四三四・九二
買掛金及支払手形	四七、〇二五、八九一・三一
仮受金	二、五八五、七四〇・九〇
前期繰越金	五八、四〇八・八一
当期利益金	四、六七八、二八七・五九
合計	七三、九一五、五三六・五三

熊本市池田町一四四

熊本日産自動車株式会社

天下名勝 神戸市舞子公園
和洋四十余室施設完備
旅館部
料理部
舞子ホテル
神戸市垂水区舞子公園
国鉄・山陽電鉄舞子駅
電話垂水弐壱壱五―六

名物にうまいものあり
海川魚御料理
時雨茶屋
神戸市元町通三丁目
電話元町一〇八〇・一〇六〇

舞子ホテル・時雨茶屋直営
兵庫県庁下繊維会館内電話元町七六三
清交倶楽部食堂
御集会大ホール（舞台付）五百人様迄
大小御宴会御催物等に御利用下さい
経営 株式会社時雨社長 清水留吉

第二十八期決算公告

（昭和二十六年十一月三十日）

貸借対照表

資産の部

材料及仕掛品	二、二一三、二七九・一二
受取手形	二、三〇〇、〇〇〇・〇〇
受入勘定	八、〇二六、七四八・五五
有価証券	二五一、二八〇・〇〇
預金及現金	一、七〇六、〇六四・五六
土地及建物	三、二一五、二一八・四八
機械及器具	四、二五四、一五九・六〇
仮払金	七七〇、六〇〇・九二
合計	二二、七三七、三五一・二三

負債の部

支払手形	二、七八九、〇三三・五二
支払勘定	三、八四七、一四八・四〇
仮受金	二、〇九八、八九四・八五
借入金	三、五〇〇、〇〇〇・〇〇
退職慰労資金	一九九、六二三・五〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	六九、四七八・六五
利益準備金	一七三、〇一〇・〇〇
別途積立金	一、八七九、五四二・〇三
納税積立金	五六三、二〇八・〇〇
当期利益金	一、四四五、四九七・二八
資産再評価積立金	五、一七一、九一五・〇〇
合計	二二、七三七、三五一・二三

右の通り公告致します。

昭和二十六年十一月

株式会社関口製作所

第十九期決算公告

昭和二十六年七月三十一日現在

貸借対照表

借方（資産の部）

土地	一三二、五〇三・二〇
土地購入割賦前渡金	一五〇、九三三・六九
建物	三、五一二、二五七・五九
什器	九四二、三四四・一〇
設備費	六八三、七一九・五四
機械器具	七六二、一〇一・一五
有価証券	二五、〇〇〇・〇〇
保証金	三七、七四二・〇〇
仮払金	七九、九四〇・〇〇
未経過勘定	三一〇、七七五・〇〇
銀行預金	五三七、八三〇・一八
現金	三〇〇、八一三・八六
合計	七、四七五、九六〇・三一

貸方（負債の部）

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
法定積立金	五〇、〇〇〇・〇〇
従業員共済基金積立金	四〇、〇〇〇・〇〇
税金引当金	六一一・〇〇
配当準備積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一、七三七、四六一・〇〇
預り入場税	三、一三七、四一〇・〇〇
借入金	六二五、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	三〇三、九一九・一四
当期利益金	四八一、五五九・一七
合計	七、四七五、九六〇・三一

因みに改選の結果代表取締役に橋本とく氏取締役に橋本秀太郎氏井村住太郎氏監査役に南勘次郎氏当選就任せられました。

大阪市阿倍野区松虫通三丁目五七番地

橋本土地興行株式会社

各種板硝子の製造販売
日本板硝子
本社　大阪市東区北浜五丁目（住友ビル）
支店　東京・大阪・名古屋・小倉
工場　若松・四日市・安芸津

第四期貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部

固定資産	五七、五〇四、五七〇・六六
流動資産	一四九、〇九八、一二三・七二
繰延勘定	三、五一七、七二七・五六
前期繰越損失金	四三、〇二〇、一六〇・七七
合計	二五三、一四〇、五八一・七一

負債の部

資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	一九、六〇六、三七二・二四
借入金	八六、七三五、六三七・〇〇
其他の流動負債	八六、六〇七、三〇九・六七
当期利益金	一九一、二六二・八〇
合計	二五三、一四〇、五八一・七一

昭和二十六年十二月十七日

東通電気株式会社

第六十六期決算公告

（昭和二十六年十月三十一日現在）

貸借対照表

借方（資産の部）

現金	四八、二六五・五〇
銀行預金	一、二五一、三二一・八四
売掛金	一一八、七七一・五〇
未収入金	三四五、五六一・〇〇
有価証券	一、二五四、一六一・九五
商品	二、二一〇、八八〇・一五
貯蔵品	二二三、三二九・五〇
仮払金	五六五、三五四・五二
土地建物勘定	六、八五五、五六〇・二〇
器具及什器	三二九、六四九・八八
商標権	四七、七〇〇・〇〇
合計	一三、八四九、四四六・〇四

貸方（負債及資本の部）

買掛金	四七五、七〇〇・五〇
支払手形	一七六、〇〇五・〇〇
借入金	一、七五五、九〇六・〇〇
未払金	九三七、五一七・〇〇
仮受金	二七、七五二・〇〇
営業保証預り金	八二四、五〇〇・〇〇
資本金	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇
資産再評価積立金	五、八九七、五三〇・九五
法定利益準備金	三七五、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三三八、五〇〇・〇〇
職員退職慰労基金	三五四、〇三一・〇〇
職員厚生基金	四六、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	二二、四四七・二五
小計	一三、七三〇、八八九・七〇
当期利益金	一一八、五五六・三四
合計	一三、八四九、四四六・〇四

昭和二十六年十二月十四日

東京都中央区日本橋室町二の一

近藤商事株式会社

第九期決算公告

（昭和二十六年九月三十日現在）

借方（資産）

固定資産	三一、八七七、二二二・六二
棚卸資産	四四、九四三、五六八・三五
流動資産	一四、一四六、四〇二・一四
雑勘定	四、五三七、五八四・二八
前期繰越金	二三、七四二、九八九・三八
合計	一一九、二四七、七六六・七七

貸方（負債）

長期負債	五四、五六五、〇〇〇・〇〇
短期負債	四五、五三六、八八三・六八
雑勘定	五四九、六〇四・七五
資本金	一八、五〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金	九六、二七八・三四
合計	一一九、二四七、七六六・七七

昭和二十六年九月三十日

日本電極株式会社

解散団体財産売却公告（第三百八回）

一、売却物件　（イ）乃至（ヘ）は各一口とします。

（イ）建物（空家）木造瓦トタン葺二階建一棟（延）三四・五〇坪（BC－二八三）（ロ）長椅子其他五種（M－一三－二九四）（ハ）金庫其他（府鉄）四種（M－一三－三〇二）（ニ）補修布六六七ヤール（M－一三－二九〇）（ホ）敷物其他一七種（M－一三－三〇三）（ヘ）三十五ミリ携帯用映写機（附属品を含む。）一式（M－一五－四三）

二、所在地　（イ）東京都新宿区牛込原町二丁目十三番地（ロ）、（ハ）同港区芝高輪南町十七番地宮川組倉庫（ニ）、（ホ）同目黒区中目黒二丁目三〇七番地目黒共済会倉庫（ヘ）同千代田区内桜田門当理事会内

三、下見の日時　十二月十九日午前十時各物件所在地集合

四、入札（買受申込）の期限　十二月二十四日午後五時締切

五、入札（買受申込）の場所　当理事会又は東京都総務局特別調査課

六、保証金　（イ）一万四千円（ロ）五十円（ハ）一千一百円（ニ）三百円（ホ）一千七百円（ヘ）五千円

七、買受人の決定は氏名を官報に公告し申込人にも通知します。

八、入札（買受申込）心得その他詳細については必ず当理事会又は東京都総務局特別調査課にお問合せ下さい。

東京都千代田区皇居内（旧枢密院）

解散団体財産売却理事会

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◎号外　十二月十三日付衆会第三号四頁●同十四日付参会第二号四頁
◎附録　十一月目録一五頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行十七字詰　百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行十七字詰相当　二百円

発行所　東京都新宿区市谷本村町二五　印刷庁
電話九段(33)一二三一―五　振替東京一九〇〇〇　官報課

昭26.11.

昭和二十六年十二月十七日　第七四八三号　附録

昭和二十六年十一月官報目録

本紙　第七四四六号から第七四六九号まで
号外　第九〇号から第一〇一号まで

◎凡例

1. 公文件名の上の数字は番号を示す。
2. 件名の下の数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。
3. 叙任及び辞令以下の各記事は主要のものを掲載する。
4. 物価号外目録は物価号外に添附する。

詔書

番号	件名	日	号外	頁
	◉国会の常会を東京に召集	二七	94	一

法律

番号	件名	日	号外	頁
二五八	保健婦助産婦看護婦法等の一部改正	六		六五
二五九	診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律	一二		一七三
二六〇	日本政府在外事務所設置法の一部改正	一三		一八九
二六一	国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正	一四		四三三
二六二	会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律	一四		四三三
二六三	財産税法の一部改正	一六		四六四
二六四	連合国財産補償法	一六		四六五
二六五	租税特別措置法の一部改正	二七		四八一
二六六	外国為替資金特別会計法の一部改正	二八		五〇五
二六七	旅券法	二八		五〇五
二六八	公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律	二九		五三七
二六九	地方税法の一部改正	二九		五三七
二七〇	地方財政平衡交付金法の一部改正	二九		五三九
二七一	関税法等の一部改正	二九		五三九
二七二	農林漁業組合再建整備法の一部改正	二九		五四〇
二七三	所得税法の臨時特例に関する法律	三〇		五五三
二七四	法人税法の一部改正	三〇		五七五
二七五	中小企業信用保険法の一部改正	三〇		五七六
二七六	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正	三〇	100	一
二七七	特別職の職員の給与に関する法律の一部改正	三〇	100	一
二七八	一般職の職員の給与に関する法律の一部改正	三〇	100	二
二七九	裁判官の報酬等に関する法律の一部改正	三〇	100	一四
二八〇	検察官の俸給等に関する法律の一部改正	三〇	100	一五
二八一	輸出信用保険法の一部改正	三〇	101	一
二八二	郵便振替貯金法の一部改正	三〇	101	一

政令

番号	件名	日	号外	頁
三四六	自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令施行令の一部改正	一		一
三四七	土地改良財産の管理及び処分に関する政令	二		一五
三四八	農林漁業資金融通法施行令の一部改正	二		一六
三四九	農林漁業資金融通法に基く貸付金の利率を定める政令の一部改正	二		一六
三五〇	高圧ガス取締法施行令	六		六五
三五一	公職資格審査会設置令を廃止する政令	六	91	一
三五二	警察予備隊令施行令の一部改正	八		九五
三五三	学校及び保育所の給食用ミルクの譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令の一部改正	八		九五
三五四	米価審議会令	一五		一〇
三五五	連合国財産の返還等に関する政令の一部改正	二八		五〇八
三五六	連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令の一部改正	二八		五一三
三五七	連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正	二八		五一三
三五八	所得税法施行規則臨時特例	三〇		五七七
三五九	中小企業信用保険法施行令の一部改正	三〇		五七八
三六〇	旅券法の施行期日を定める政令	三〇		五七八
三六一	輸出信用保険法施行令の一部改正	三〇	101	二

最高裁判所規則

番号	件名	日	号外	頁
一四	一般職たる裁判所職員の勤務時間に関する規則の一部改正	一〇		一三七
一五	刑事訴訟規則の一部改正	三〇		五七七
一六	裁判官報酬等暫行規則の一部改正	三〇	100	一五

府令

●総理府

番号	件名	日	号外	頁
四七	内閣関係許可認可等臨時措置令施行規則の一部改正	一		一
四八	警察予備隊の職員の給与等に関する府令の一部改正	八		九五
四九	特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程	一五	93	一
五〇	総理府内部部局組織規程の一部改正	二九		五四一

●法務府

番号	件名	日	号外	頁
一五六	刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正	一		一
一五七	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正	九		一一三
	一六一　〃	一三		二七三
	一六二　〃	一三		三六四
	一六三　〃	一三		三八九
	一六五　〃	一六		四六八
	一六六　〃	二七		四八二
	一六八　〃	三〇		五七八
一五八	人権擁護委員協議会及び人権擁護委員協議会連合会組織規程の一部改正	一〇		一三七
一五九	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部改正	一二		一七三
一六〇	昭和八年司法省令第三八号の一部改正	一三		二一五
一六一―一六三	（一五七参照）			
一六四	登記事務委任規則の一部改正	一四		四三三
一六五 一六六	（一五七参照）			
一六七	日本カタン糸株式会社の再設立に関する登記規則	二九		五四一
一六八	（一五七参照）			

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

毎日文庫

目録

昭26.11.

		日	号外	頁
	府令 省令			
	◎総理府、大蔵省			
三	ドイツ財産管理令の施行に関する命令の一部改正	九		一二三
	省令			
	◎外務省			
二二	入国審査官服制	一	90	一
二三	入国警備官服制の一部改正	一	90	三
二四	婦人入国警備官服制の一部改正	一	90	三
二五	北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令施行規則	九		一二四
	◎大蔵省			
九一	郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び払渡に関する規則の一部改正	五		四九
九二	昭和二〇年八月一五日以後の朝鮮からの送金、朝鮮に対する取立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け換等により生じた銀行預金の払戻に関する省令を廃止する省令	七		八一
九三	税理士法施行規則の一部改正	一二		一七三
九四	特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程	一五	93	二
九五	特別調達資金出納官吏事務規程	一五	93	七
九六	特別調達資金使用計画等取扱規則	一五	93	一五
九七	資金運用部地方資金融通規則	二〇		三一九
九八	資金運用部出納及び計算整理規則	二〇		三二六
九九	日本銀行資金運用部出納及び計算整理規則	二〇		三三三
一〇〇	日本銀行特別調達資金出納取扱規程	二四		四三三
一〇一	会社利益配当等臨時措置法施行規則を廃止する省令	二四		四三五
一〇二	財産税について納税義務のない旨を証する書面の呈示に関する省令	二六		四六八
一〇三	所得税法の臨時特例に関する法律第一八條第二項による申告書の記載事項に関する省令	三〇		五七八
一〇四	所得税法施行細則の一部改正	三〇		五七九
	◎大蔵省、農林省、通商産業省			
一	金融機関再建整備法施行規則の一部改正	二六		四六八
	◎文部省			
二	従前の規定による歯科大学予科に関する省令の一部改正	七		八一
	◎厚生省			
四四	薬事法施行規則の一部改正	二		一六
四五	厚生省組織規程の一部改正	七		八一
四六	医師法施行規則等の一部改正	二四		四三五
	◎農林省			
七三	けいが速歩の競走についての国営競馬実施規則の臨時特例に関する省令	一三		二一七
七四	国営競馬実施規則の一部改正	一三		二一七
七五	森林法施行規則の一部改正	九		一二四
七六	漁船法施行規則の一部を改正する省令の一部改正	一五		二四五
七七	農林漁業組合再建整備法施行規則の一部改正	二九		五四一
七八	農林大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則	三〇		五八〇
	◎農林省、通商産業省			
二	社団法人又は財団法人に係る申請に関する件を廃止する省令	三〇		五八一
	◎通商産業省			
六八	高圧ガス取締法施行規則の一部改正	一四		二二三
六九	緊要物資使用等規整規則の一部改正	一四		二二三
七〇	輸入貿易管理規則の一部改正	二八		五一四
	◎運輸省			
九五	危険物船舶運送及貯蔵規則の一部改正	一		一
九六	倉庫業法に基き開催する公聴会に関する省令	六		六七
九七	中央気象台組織規程の一部改正	一〇		一三七
九八	港湾法施行規則	二一		三八九
	◎郵政省			
二五	外国郵便為替規則の一部改正	一		一
二六	郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則の一部改正	五		四九
二七	外国郵便規則の一部改正	二一		三六五
二八	郵便振替貯金規則の一部改正	三〇	101	二
	◎電気通信省			
一九	電話設備費負担臨時措置法施行規則の一部改正	一		二
二〇	電報規則の一部改正	一		二
二一	慶弔電報規則の一部改正	一		三
二二	無線電報規則の一部改正	一		四
二三	写真電報規則の一部改正	一		四
二四	模写電報規則の一部改正	一		四
二五	船舶通報規則の一部改正	一		四
二六	同報無線電報規則の一部改正	一		四
二七	新聞電報認可規則の一部改正	一		五
二八	電話規則の一部改正	一		五
二九	電気通信施設ノ専用ニ関スル件の一部改正	一		六
三〇	市内専用電話規則の一部改正	一		七
三一	予約新聞電話規則の一部改正	一二		一九〇
	◎労働省			
二九	職業安定法施行規則の一部改正	一		七
	◎建設省			
三四	地方建設局組織規程の一部改正	二九		五四一
	省令 本部令			
	◎郵政省、経済安定本部			
七	外国郵便為替料金規則の一部改正	一		七
九	〃	二九		五四一
八	外国郵便料金規則の一部改正	二一	98	一
九	（七参照）			
	◎電気通信省、経済安定本部			
一	国際電報規則の一部改正	一		八
	本部令			
	◎経済安定本部			
二	経済安定本部組織規程の一部改正	一		八
	規則			
	◎人事院			
九—一	常勤を要しない職員の給与に関する件改正	三〇	100	一五
九—二	特別俸給表の適用範囲に関する件の一部改正	三〇	100	一五
九—五	給与簿に関する件改正	三〇	100	一六
九—六	俸給の調整額に関する件の一部改正	三〇	100	一六
九—八	初任給、昇格、昇給等の基準に関する件の一部改正	三〇	100	一六
九—九	未帰還職員の給与に関する件の一部改正	三〇	100	一七

		日	号外	頁
	◎地方財政委員会			
一八	地方税法施行規則の一部改正	一五		二四五
一九	〃 改正	二一		三六五
	◎外国為替管理委員会			
一〇	外国為替等集中規則の一部改正	一		八
一一	外国為替銀行の報告に関する規則の一部改正	二〇		三三五
	◎証券取引委員会			
一四	証券業者の営業用純資本額及び負債総額の計算に関する規則の一部改正	九		一二四
	庁令			
	◎海上保安庁			
六	海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する命令の一部改正	一六		二七三
	告示			
	◎総理府			
三六四	町村警察の廃止	七		八一
三六五	連合国財産の返還等に関する政令により大蔵大臣に通知した事項	九		一二四
三六六	ドイツ財産でなくなる財産指定	一六		二七三
三六七	警察予備隊共済組合運営規則	一七	96	一
三六八	連合国財産の返還等に関する政令により財産を譲渡し又は引き渡す命令	二一		三九一
三七九	〃	二四		四三六
三八二	〃	二四		四三六
三八三	〃	二四		四三九
三六九—三七一	町村の廃置分合（千葉県）	二一		三九一
三七八	〃（鹿児島県）	二一		三九二
三七二	町村の境界変更（石川県）	二一		三九一
三八四	〃（栃木県）	二九		四四一
三八六 三八七	〃（埼玉県）	二九		四四二
三七三	村を町とする処分（福井県下庄町）	二一		三九一
三七四	〃（山梨県増穂町）	二一		三九一
三七五	〃（愛知県鬼崎町）、	二一		三九二
三七七	〃（熊本県湯浦町）	二一		三九二
三七六	市町の廃置分合（兵庫県）	二一		三九二
三七七	（三七五参照）			
三七八	（三七一参照）			
三七九	（三六八参照）			
三八〇	連合国財産管理人解任	二四		四三六
三八一	連合国財産の返還等に関する政令により地上権を引き渡す命令	二四		四三六
三八二 三八三	（三六八参照）			
三八四	（三七二参照）			
三八五	村の境界変更（埼玉県）	二九		五四二
三八六 三八七	（三七二参照）			
	◎統計委員会			
一三	昭和二四年統計委員会告示第一号に追加	一二		一七三
	◎公益事業委員会			
八	渇水準備引当金の引当等に関する基準	一六		二七三
	◎地方財政委員会			
二八	地方競馬を行うことのできる市（村）指定（伊丹市）	九		一二五
二九	〃（熊本県三玉村）	二六		四六八
三〇	〃（出雲市）	二六		四六八
三一	自転車競走を行うことのできる市指定（高崎市）	二六		四六八
	◎外国為替管理委員会			
三	昭和二五年外国為替管理委員会告示第一号の一部改正	一		八
四	同第三号の一部改正	一		八
	◎電波監理委員会			
一八六六	無線局免許（正英丸）	一		八
一八六七	〃（第三壽々丸）	一		九
一八六八	〃（第五福丸）	一		九
一八六九	〃（第二進栄丸）	一		九
一八七一	〃（第一日漁丸）	一		一〇
一八七二	〃（第一冠島丸）	一		一〇
一八七三	〃（第五紀南丸）	一		一〇
一八七五	〃（東洋丸）	一		一〇
一八七七	〃（第一長栄丸）	二		一七
一八八三	〃（第十一事代丸）	二		一八
一八八四	〃（国光丸）	二		一九
一八八五	〃（安治川丸）	二		一九
一八八六	〃（第一雲海丸）	二		一九
一八八七	〃（鉄洋丸）	二		一九
一八八八	〃（第七昌栄丸）	二		二〇
一八九一	〃（隆昌丸）	二		二〇
一八九二	〃（第六壽丸）	二		二〇
一八九三	〃（第十一大福丸）	二		二〇
一八九四	〃（第一長久丸）	二		二一
一八九五	〃（久保丸）	二		二一
一八九六	〃（第五海福丸）	二		二一
一八九七	〃（第三優勝丸）	二		二一
一八九八	〃（第三多賀丸）	二		二二
一八九九	〃（第一東広丸）	二		二二
一九〇〇	〃（第一彌満登丸）	二		二二
一九〇一	〃（第五明賀丸）	二		二二
一九〇三	〃（第十二丸高丸）	二		二三
一九〇四	〃（成田丸）	二		二三
一九〇五	〃（第五日光丸）	二		二三
一九〇六	〃（第十二号艇）	二		二四
一九一二	〃（第五春照丸）	五		五〇
一九一三	〃（第十二拓洋丸）	五		五一
一九一五	〃（第一かもめ丸）	五		五一
一九一六	〃（福壽丸）	五		五一
一九二〇	〃（第一丸二丸）	五		五三
一九二一	〃（第二十二金城丸）	五		五三
一九二二	〃（第一善宝寺丸）	五		五三
一九二六 一九二七	〃（有限会社大分合同新聞社所属）	六		六八
一九二八	〃（北鳳丸）	六		六九
一九三二	〃（第二十一寅丸）	六		七〇
一九三三	〃（愛德丸）	六		七〇
一九三八	〃（新日本放送株式会社所属）	七		八二
一九三九 一九四〇	〃（日本放送協会所属）	七		八二
一九五〇	〃（第五 八東丸）	七		八四
一九五一	〃（千波走丸）	七		八四
一九五二	〃（第十八播州丸）	七		八五
一九五三	〃（日本水産株式会社所属）	八		九四
一九五四	〃（松島丸）	八		九四
一九五八	〃（第二十五日光丸）	八		九五
一九五九	〃（第二喜宝丸）	八		九五
一九六〇	〃（東欧丸）	八		九五
一九六一	〃（大八丸）	八		九六
一九六二	〃（第二清壽丸）	八		九六
一九六三	〃（第一繁佐丸）	八		九九
一九六九	〃（第二十一戎丸）	九		一一五
一九七〇	〃（武栄丸）	九		一一五
一九七一	〃（第十五号艇）	九		一一五
一九八一	〃（第二盛勇丸）	九		一一八
一九八二	〃（朝日放送株式会社所属）	一〇		一二七
一九八三	〃（第三純友丸）	一〇		一二七
一九八七 一九八八	〃（大洋漁業株式会社所属）	一〇		一二八
一九八九	〃（同）	一〇		一三九
一九九一	〃（協宝丸）	一〇		一三九
一九九二	〃（第八 一丸）	一〇		一三九
一九九五	〃（十勝山丸）	一〇		一四〇
一九九八	〃（第一安栄丸）	一二		一七四
一九九九	〃（第一鶴丸）	一二		一七四
二〇二〇	〃（朝日放送株式会社所属）	一二		一九〇
三〇二三	〃（第三 一信丸）	一二		一九一
二〇二六	〃（第一龍栄丸）	一二		一九二
二〇二七	〃（東龍丸）	一五		二四五
二〇二八	〃（第三共友丸）	一五		二四六
二〇三〇	〃（月光丸）	一五		二四六
二〇三一	〃（第五成田不動丸）	一五		二四六
二〇三二	〃（万谷丸）	一五		二四七
二〇三八 二〇三九	〃（横浜市所属）	一五		二四八
二〇四四	〃（第十三号高丸）	一五		二四九
二〇四五	〃（第十一西丸）	一五		二五〇
二〇四六	〃（第二喜久丸）	一五		二五〇
二〇四七	〃（第三成田不動丸）	一五		二五〇
二〇四八	〃（海幸丸）	一五		二五〇
二〇五〇	〃（茨城丸）	一五		二五一
二〇五一	〃（第五新興丸）	一五		二五一
二〇五二	〃（第三信護丸）	一五		二五一
二〇五三	〃（第十七豊漁丸）	一五		二五二
二〇五四	〃（豊城丸）	一六		二七五
二〇五五 二〇五六	〃（日本放送協会所属）	一六		二七五
二〇六二	〃（第三正丸）	一六		二七六

目録

昭26.11.

		日	号外	頁
二〇六三	〃（藤川丸）	一六		二七七
二〇六九	〃（第三明星丸）	一六		二七八
二〇七〇	〃（第二玉丸）	一六		二七九
二〇七一	〃（瑞穂丸）	一六		二七九
二〇七二	〃（妙福丸）	一六		二七九
二〇七三	〃（三盛丸）	一六		二七九
二〇七六	〃（第八大黒丸）	一六		二八〇
二〇七七	〃（第六長栄丸）	一六		二八〇
二〇七八	〃（第十三妙見丸）	一六		二八一
二〇七九	〃（第八　三王丸）	一九		三〇一
二〇八〇	〃（北上丸）	一九		三〇一
二〇八一	〃（第七大慶丸）	一九		三〇一
二〇八二	〃（豊富丸）	一九		三〇一
二〇八三	〃（第三徳栄丸）	一九		三〇二
二〇八四	〃（第二大北丸）	一九		三〇二
二〇八六	〃（あとらす丸）	一九		三〇二
二〇八八	〃（野村丸）	一九		三〇三
二〇九〇	〃（第八善生丸）	一九		三〇三
二〇九五	〃（第二号幸丸）	一九		三〇五
二〇九七	〃（七五三丸）	一九		三〇五
二〇九八	〃（第一大勝丸）	一九		三〇五
二一〇九	〃（第一明賀丸）	二〇		三三九
二一一〇	〃（末広丸）	二〇		三四〇
二一一一	〃（第二朝日丸）	二〇		三四〇
二一一五	〃（康正丸）	二〇		三四一
二一一六	〃（第十三新洋丸）	二〇		三四一
二一一八	〃（羽立丸）	二〇		三四二
二一一九	〃（第二十七富士丸）	二〇		三四二
二一二〇	〃（第二鶴丸）	二〇		三四二
二一二二—二一二五	〃（小樽市公安委員会所属）	二〇		三四三
二一二七	〃（正大丸）	二〇		三四四
二一二八	〃（大正丸）	二〇		三四四
二一二九	〃（第三加取丸）	二〇		三四四
二一三〇	〃（第七新洋丸）	二〇		三四四
二一三二	〃（第二十六号琵琶丸）	二〇		三四五
二一三三	〃（第三明賀丸）	二〇		三四五
二一三四	〃（うめ丸）	二〇		三四五
二一三五	〃（第五正丸）	二〇		三四六
二一三六	〃（第五盛海丸）	二〇		三四六
二一三七	〃（第一清幸丸）	二〇		三四六
二一三八	〃（第五諦々丸）	二〇		三四六
二一三九	〃（大洋丸）	二一		三七〇
二一四〇	〃（第五徳壽丸）	二一		三七〇
二一四一	〃（第一号南洋丸）	二一		三七一
二一四二	〃（第三金比羅丸）	二一		三七一
二一四三	〃（三号末広丸）	二一		三七一
二一四四	〃（大平丸）	二一		三七二
二一四五	〃（菊水丸）	二一		三七二
二一四六	〃（第七大丸）	二一		三七二
二一四七	〃（第十一富佐丸）	二一		三七二
二一五〇	〃（あゆち丸）	二一		三七三
二一五二	〃（第二高取丸）	二一		三七三
二一五三	〃（第三源漁丸）	二一		三七三
二一七一	〃（碧洋丸）	二八		五一六
二一七二	〃（耕洋丸）	二八		五一六
二一七三	〃（第十天栄丸）	二八		五一六
二一七四	〃（第二　八坂丸）	二八		五一六
二一七五	〃（第六達美丸）	二八		五一六
二一七六	〃（第十一勝丸）	二八		五一七
二一七七	〃（明孝丸）	二八		五一七
二一七八	〃（第三旭丸）	二八		五一七
二一七九	〃（第五孝栄丸）	二八		五一七
二一八〇	〃（第一　六乃志満丸）	二八		五一八
二一八一	〃（第一繁栄丸）	二八		五一八
二一八二	〃（広栄丸）	二八		五一八
二一八三	〃（第三瑞漁丸）	二八		五一八
二一八四	〃（竹丸）	二八		五一九
二一八五	〃（第六秋田丸）	二八		五一九
二一八六	〃（第八十一大漁丸）	二八		五一九
二一八八	〃（漁吉丸）	二八		五二〇
二一九一 二一九二	〃（大阪市公安委員会所属）	二八		五二〇
二一九九 二二〇〇	〃（株式会社毎日新聞社所属）	二八		五二三
二二〇一	〃（宇治川丸）	二八		五二三
二二〇二	〃（久津丸）	二八		五二三
二二〇三	〃（若草丸）	二八		五二三
一八七〇	無線局の主たる停泊港変更（第一興洋丸）	一		九
一九〇七	〃（第二号三善丸）	二		二四
一九七七	〃（いき）	九		一一七
二〇二四	〃（れぶん）	一三		一九一
二一四九	〃（いそちどり）	二一		三七二
二一六六	〃（第一大海丸）	二八		五一四
一八七一—一八七三	（一八六九参照）			
一八七四	無線局承認（てるづき）	一		一〇
一八七九	〃（第一宇高丸）	二		二七
一八八〇	〃（紫雲丸）	二		二八
一八八一	〃（第二宇高丸）	二		二八
一八八二	〃（朝風）	二		二八
一九四五—一九四七	〃（中央気象台所属）	七		八三
一九四八 一九四九	〃（国家公安委員会所属）	七		八四
一九六四	〃（やまふじ）	八		九六
一九八四—一九八六	〃（農林省所属）	一〇		一三八
一九九〇	〃（はやなみ）	一〇		一三九
二〇二九	〃（きよづき）	一五		二四六
二〇三七	〃（電波監理委員会所属）	一五		二四八
二〇四九	〃（第三黒潮丸）	一五		二五一
二〇五九 二〇六〇	〃（日本国有鉄道所属）	一六		二七六
二〇八五	〃（すずらん）	一九		三〇二
二〇八七	〃（すいせん）	一九		三〇三
二〇八九	〃（やまづき）	一九		三〇三
二一〇二—二一〇四	〃（法務府所属）	二〇		三三八
二一一二	〃（眉山丸）	二〇		三四〇
二一一三	〃（鷲羽丸）	二〇		三四〇
二一一四	〃（第五十三報国丸）	二〇		三四一
二一一七	〃（あわぎく）	二〇		三四一
二一二六	〃（中央気象台所属）	二〇		三四三
二一八七	〃（大慶丸）	二八		五一九
二一九三—二一九六	〃（国家公安委員会所属）	二八		五二一
二一九七 二一九八	〃（同）	二八		五二三
一八七五	（一八六九参照）			
一八七六	無線局にレーダー設備設置（あわじ）	一		一一
一九〇九	〃（日令丸）	五		四九
一九一七	〃（若島丸）	五		五二
一九七八	〃（東亜丸）	九		一一七
二〇四三	〃（へくら）	一五		二四九
二〇七四	〃（はつづき）	一六		二八〇
二〇九六	〃（さがみ）	一九		三〇五
二一三一	〃（富士川丸）	二〇		三四五
一八七七	（一八六九参照）			
一八七八	無線局の周波数変更（二六年電波監理委員会告示第六四八号の無線局）	二		二七
一九一九	〃（第十一熊栄丸）	五		五二
一九三七	〃（日進丸）	六		七一
一九六八	〃（海上保安庁所属厳原固定局）	九		一二五
一九七六	〃（第二千力丸）	九		一一七
一九七九	〃（第十一太洋丸）	九		一一七
一九九四	〃（浦賀丸）	一〇		一四〇
一九九六	〃（大井丸）	一〇		一四一
二〇二一	〃（辰泰丸）	一三		一九〇
二〇四〇	〃（長崎県無線漁業協同組合所属奈良尾海岸局）	一五		二四八
二〇四一	〃（同右所属館浦海岸局）	一五		二四八
二〇九一	〃（辰葵丸）	一九		三〇四
二一〇七	〃（第十一玉栄丸）	二〇		三三九
二一〇八	〃（はなづき）	二〇		三三九
二一二一	〃（第五祐生丸）	二〇		三四二
二一六八	〃（第五周丸）	二八		五一五
二一八九	〃（長崎県所属長崎海岸局）	二八		五二〇
一八七九—一八八二	（一八七四参照）			
一八八三—一八八八	（一八六九参照）			
一八八九	無線局の船名等変更（第六十三報国丸）	二		三〇
一九五六	〃（第五十一報国丸）	八		九四
二〇六六	〃（第十五共徳丸）	一六		二七七
二一四八	〃（第二十三興洋丸）	二一		三七二
一八九〇	無線局の免許人変更（第一博水丸）	二		三〇
一九〇二	〃（第二白百合丸）	二		三一
一九一〇	〃（第二龍王丸）	五		五〇
一九一八	〃（龍王丸）	五		五二
一九二九	〃（第十一芙蓉丸）	六		六九
一九三〇	〃（第十一東亜丸）	六		六九
一九三四	〃（宇品丸）	六		七〇
一九三五	〃（第三万栄丸）	六		七〇
一九五五	〃（第十二鳳洋丸）	八		九四

一九六五	〃（光栄丸）	八		九七
一九六六	〃（第一白百合丸）	八		九七
一九七四	〃（第一邦洋丸）	九		一一六
一九八〇	〃（第五日鮮丸）	九		一一八
二〇三三	〃（第一豊洋丸）	一五		二四七
二〇三四	〃（第十三新生丸）	一五		二四七
二〇六四	〃（第二光貴丸）	一六		二七七
二〇六五	〃（第二　八丑丸）	一六		二七七
二〇六七	〃（第十八新生丸）	一六		二七八
二〇六八	〃（太隆丸）	一六		二七八
二〇七五	〃（第三徳正丸）	一六		二八〇
二〇九二	〃（高洋丸）	一九		三〇四
一八九一—一九〇一	（一八六九参照）			
一九〇二	（一八九〇参照）			
一九〇三—一九〇六	（一八六九参照）			
一九〇七	（一八七〇参照）			
一九〇八	無線局の空中線電力変更（第三界洋丸）	五		四九
二〇三五	〃（第三大黒丸）	一五		二四七
二〇三六	〃（第六福住丸）	一五		二四八
二〇九三	〃（平七丸）	一九		三〇四
二一六四	〃（二六年電波監理委員会告示第二三五号の無線局）	二六		四六九
二一六五	〃（福壽丸）	二八		五一四
一九〇九	（一八七六参照）			
一九一〇	（一八九〇参照）			
一九一一	無線局の電波の型式等変更（第四日立丸）	五		五〇
一九三一	〃（第二伊之丸）	六		六九
一九五七	〃（第三福昇丸）	八		九五
一九七二	〃（こがね丸）	九		一一五
一九七五	〃（延長丸）	九		一一六
一九九三	〃（英彦丸）	一〇		一四〇
一九九七	〃（MS〇五号）	一〇		一四一
二〇二二	〃（神龍丸）	一三		一九一
二〇六一	〃（第五海幸丸）	一六		二七六
二〇九四	〃（ほ号高宮丸）	一九		三〇四
二〇九九	〃（二六年電波監理委員会告示第九九号の無線局）	一九		三〇六
二一五一	〃（しらたか）	二一		三七四
二一九〇	〃（長崎県無線漁業協同組合所属長崎海岸局）	二八		五二〇
一九一二 一九一三	（一八六九参照）			
一九一四	無線局の電波の型式変更（洞南丸）	五		五一
一九一五 一九一六	（一八六九参照）			
一九一七	（一八七六参照）			
一九一八	（一八九〇参照）			
一九一九	（一八七八参照）			
一九二〇—一九二二	（一八六九参照）			
一九二三	無線局の呼出名称等変更（国家公安委員会神奈川県本部）	六		六七
一九二四	〃（同）	六		六八
一九二五	無線局の空中線の型式変更（国家公安委員会北海道釧路方面本部）	六		六八
一九二六—一九二八	（一八六九参照）			
一九二九 一九三〇	（一八九〇参照）			
一九三一	（一九一一参照）			
一九三二 一九三三	（一八六九参照）			
一九三四 一九三五	（一八九〇参照）			
一九三六	無線局の呼出符号等変更（わかさぎ）	六		七一
二〇五七	〃（日本放送協会所属大阪放送中継局）	一六		二七五
二〇五八	〃（同右所属堺放送中継局）	一六		二七六
一九三七	（一八七八参照）			
一九三八—一九四〇	（一八六九参照）			
一九四一	無線局の通信の相手方変更（長崎県平戸島地区警察署構内）	七		八二
一九四二	〃（同右警察署生月派出所構内）	七		八二
一九四三	〃（長崎県北松地区警察署構内）	七		八三
一九四四	〃（同右警察署福島村派出所構内）	七		八三
一九七三	〃（第三大日丸）	九		一一六
一九四五—一九四九	（一八七四参照）			
一九五〇—一九五四	（一八六九参照）			
一九五五	（一八九〇参照）			
一九五六	（一八八九参照）			
一九五七	（一九一一参照）			
一九五八—一九六三	（一八六九参照）			
一九六四	（一八七四参照）			
一九六五 一九六六	（一八九〇参照）			
一九六七	無線局の周波数等変更（裕捷丸）	八		九七
二〇二五	〃（清忠丸）	一三		一九二
二〇四二	〃（楠栄丸）	一五		二四九
二一〇五	〃（三和丸）	二〇		三三八
二一〇六	〃（富士丸）	二〇		三三九
二一六七	〃（第一大節丸）	二八		五一五
一九六八	（一八七八参照）			
一九六九—一九七一	（一八六九参照）			
一九七二	（一九一一参照）			
一九七三	（一九四四参照）			
一九七四	（一八九〇参照）			
一九七五	（一九一一参照）			
一九七六	（一八七八参照）			
一九七七	（一八七〇参照）			
一九七八	（一八七六参照）			
一九七九	（一八七八参照）			
一九八〇	（一八九〇参照）			
一九八一—一九八三	（一八六九参照）			
一九八四—一九八六	（一八七四参照）			
一九八七—一九八九	（一八六九参照）			
一九九〇	（一八七四参照）			
一九九一 一九九二	（一八六九参照）			
一九九三	（一九一一参照）			
一九九四	（一八七八参照）			
一九九五	（一八六九参照）			
一九九六	（一八七八参照）			
一九九七	（一九一一参照）			
一九九八 一九九九	（一八六九参照）			
二〇〇〇	無線局の空中線の型式等変更（国家公安委員会所属東京）	一三		一七四
二〇〇一	〃（同）	一三		一七四
二〇〇二 二〇〇三	〃（同右所属青梅）	一三		一七四
二〇〇四	〃（同右所属町田）	一三		一七四
二〇〇五	〃（同）	一三		一七四
二〇〇六 二〇〇七	〃（同右所属五日市）	一三		一七四
二〇〇八 二〇〇九	〃（同右所属八王子）	一三		一七四
二〇一〇 二〇一一	〃（同右所属府中）	一三		一七四
二〇一二 二〇一三	〃（同右所属田無）	一三		一七五
二〇一四 二〇一五	〃（同右所属立川）	一三		一七五
二一五六 二一五七	〃（滋賀県警察本部）	二六		四六九
二〇一六	無線局の船名変更（第三福住丸）	一三		一七五
二〇一七	無線局の設置場所等変更（日本国有鉄道所属酒田非常局）	一三		一七五
二〇一八	〃（同右所属新庄非常局）	一三		一七六
二〇一九	〃（同右所属小国非常局）	一三		一七六
二〇二〇	（一八六九参照）			
二〇二一	（一八七八参照）			
二〇二二	（一九一一参照）			
二〇二三	（一八六九参照）			
二〇二四	（一八七〇参照）			
二〇二五	（一九六七参照）			
二〇二六—二〇二八	（一八六九参照）			
二〇二九	（一八七四参照）			
二〇三〇—二〇三二	（一八六九参照）			
二〇三三 二〇三四	（一八九〇参照）			
二〇三五 二〇三六	（一九〇八参照）			
二〇三七	（一八七四参照）			

目録

昭26.11.

日　号外　頁

二〇三八 二〇三九	（一八六九参照）		
二〇四〇 二〇四一	（一八七八参照）		
二〇四二	（一九六七参照）		
二〇四三	（一八七六参照）		
二〇四四—二〇四八	（一八六九参照）		
二〇四九	（一八七四参照）		
二〇五〇—二〇五六	（一八六九参照）		
二〇五七 二〇五八	（一九三六参照）		
二〇五九 二〇六〇	（一八七四参照）		
二〇六一	（一九一一参照）		
二〇六二 二〇六三	（一八六九参照）		
二〇六四 二〇六五	（一八九〇参照）		
二〇六六	（一八八九参照）		
二〇六七 二〇六八	（一八九〇参照）		
二〇六九—二〇七三	（一八六九参照）		
二〇七四	（一八七六参照）		
二〇七五	（一八九〇参照）		
二〇七六—二〇八四	（一八六九参照）		
二〇八五	（一八七四参照）		
二〇八六	（一八六九参照）		
二〇八七	（一八七四参照）		
二〇八八	（一八六九参照）		
二〇八九	（一八七四参照）		
二〇九〇	（一八六九参照）		
二〇九一	（一八七八参照）		
二〇九二	（一八九〇参照）		
二〇九三	（一九〇八参照）		
二〇九四	（一九一一参照）		
二〇九五	（一八六九参照）		
二〇九六	（一八七六参照）		
二〇九七 二〇九八	（一八六九参照）		
二〇九九	（一九一一参照）		
二一〇〇	無線局廃止（大阪府中河内地区警察署中河内）	二〇	三三八
二一〇一	〃（同右警察署若江北）	二〇	三三八
二一〇二—二一〇四	（一八七四参照）		
二一〇五 二一〇六	（一九六七参照）		
二一〇七 二一〇八	（一八七八参照）		
二一〇九—二一一一	（一八六九参照）		
二一一二—二一一四	（一八七四参照）		
二一一五 二一一六	（一八六九参照）		
二一一七	（一八七四参照）		
二一一八—二一二〇	（一八六九参照）		
二一二一	（一八七八参照）		
二一二二—二一二五	（一八六九参照）		
二一二六	（一八七四参照）		
二一二七—二一三〇	（一八六九参照）		
二一三一	（一八七六参照）		
二一三二—二一四七	（一八六九参照）		
二一四八	（一八八九参照）		
二一四九	（一八七〇参照）		
二一五〇	（一八六九参照）		
二一五一	（一九一一参照）		
二一五二 二一五三	（一八六九参照）		
二一五四	無線設備の設置場所等変更（日本放送協会大阪中央放送局第一放送）	二六	四六八
二一五五	〃（同右第二放送）	二六	四六九
二一五六 二一五七	（二〇一五参照）		
二一五八	無線局の呼出名称変更（東京都公安委員会所属）	二六	四六九
二一五九—二一六一	〃（同）	二六	四六九
二一六九	〃（たか丸）	二八	五一四
二一六二	無線局運用規則により海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別指定	二六	四六九
二一六三	無線局の通信の相手方等変更（第拾双葉丸）	二六	四六九
二一六四 二一六五	（一九〇八参照）		
二一六六	（一八七〇参照）		
二一六七	（一九六七参照）		
二一六八	（一八七八参照）		
二一六九	（二一六一参照）		
二一七〇	無線局の免許人等変更（第一　三栄丸）	二八	五一四
二一七一—二一八六	（一八六九参照）		
二一八七	（一八七四参照）		
二一八八	（一八六九参照）		
二一八九	（一八七八参照）		
二一九〇	（一九一一参照）		
二一九一 二一九二	（一八六九参照）		
二一九三—二一九八	（一八七四参照）		
二一九九—二二〇三	（一八六九参照）		

宮内庁

一三	地方状況御視察のため京都府外三県下へ行幸の件	九	一一八

法務府

四二八—四三〇	日本国籍離脱者	六	七一
四三一—四四一	〃	八	九八
四四二	〃	九	一一八
四四三—四四六	〃	一〇	一四一
四四七—四四九	〃	一〇	一四二
四五一 四五二	〃	一七	二八九
四五三	〃	一九	三〇六
四五四—四五七	〃	二四	四四〇
四五九—四六一	〃	二九	五四二
四五〇	熊本地方法務局伊倉出張所に備えてある土地登記簿の一部転写命令	一四	二三〇
四五一—四五七	（四四九参照）		
四五八	日本国に帰化の件許可	二四	四四一
四五九—四六一	（四四九参照）		
四六二	少年院種別表に関する告示の一部改正	三〇	五八一
四六三	少年刑務所等の特に区別した場所を男子の特別少年院に充てることに関する告示の一部改正	三〇	五八一

法務府、大蔵省

三〇	社債等登録法施行令第一条第一項第二号但書の会社指定	一三	一九二
三一	〃	一四	二三三
三二	〃	二八	五一三

外務省

六—八	在本邦ベルギー国外交使節団からの書簡	九	一一八
九	〃	一九	三〇六

大蔵省

一六〇二	日本銀行の承認のみをもつて外国へ向けた支払をすることができる場合指定	一	二
一六〇三	外国為替管理令第一一条第一項の大蔵大臣の許可を受けないで外国へ向けた支払をすることができる場合指定	一	二
一六〇四	同右の大蔵大臣の許可を受けないで非居住者との勘定の貸記又は借記をすることができる場合指定	一	二
一六〇五 一六〇六	定期預金の細目等	一	二
一六〇七	〃	一	三
一六〇八 一六〇九	〃	二	二四
一六一一—一六一四	〃	二	二五
一六一五	〃	二	二六
一六一七 一六一八	〃	五	五三

一六一九	〃	五	五四
一六三四	〃	七	八五
一六三六—一六三九	〃	七	八六
一六四三—一六四七	〃	八	九九
一六四九	〃	八	一〇〇
一六五二—一六五五	〃	九	一一〇
一六五六 一六五七	〃	九	一一一
一六八五 一六八六	〃	一四	二三三
一六八八 一六八九	〃	一四	二三四
一六九五—一六九八	〃	一五	二五三
一六九九 一七〇〇	〃	一六	二八一
一七一〇	〃	一七	二八九
一七一五	〃	一七	二九〇
一七一八	〃	一九	三〇六
一七一九 一七二〇	〃	一九	三〇七
一七二七	〃	二〇	三四七
一七三三	〃	二一	三七四
一七三五	〃	二一	三七四
一七三七 一七三八	〃	二一	三七五
一七四一	〃	二三	三九二
一七四三 一七四四	〃	二三	三九二
一七四五	〃	二三	三九三
一七五三 一七五四	〃	二四	四四一
一七五七	〃	二四	四四二
一七六七 一七六八	〃	二六	四七一
一七七一 一七七二	〃	二七	四八二
一七七三 一七七四	〃	二七	四八三
一七七七	〃	二七	四八四
一七八三	〃	二八	五二四
一七八四—一七八六	〃	二八	五二五
一七八八	〃	二八	五二五
一七九四 一七九五	〃	二九	五四三
一八〇〇	〃	二九	五四四
一八〇二	〃	三〇	五八一
一八〇六 一八〇七	〃	三〇	五八二
一六一〇	定期貯金の細目等	二	三四
一六二〇—一六二三	〃	五	五四
一六二七—一六二九	〃	六	七二
一六三〇 一六三一	〃	六	七三
一六三三	〃	七	八五
一六四八	〃	八	一〇〇
一六五一	〃	九	一一九
一六六二 一六六三	〃	一〇	一四二
一六六四—一六六六	〃	一〇	一四三
一六六七—一六七〇	〃	一二	一七六
一六七一—一六七三	〃	一二	一七七
一六七六	〃	一三	一九二
一六七七—一六八一	〃	一三	一九三
一六八四	〃	一四	二三三
一六九〇—一六九三	〃	一五	二五二
一六九四	〃	一五	二五三
一七〇一 一七〇二	〃	一六	二八一
一七〇三—一七〇六	〃	一六	二八二
一七一一	〃	一七	二八九
一七一二—一七一四	〃	一七	二九〇
一七二一 一七二二	〃	一九	三〇七
一七二四—一七二六	〃	二〇	三四七
一七二九	〃	二〇	三四八
一七三四	〃	二一	三七四
一七四〇	〃	二一	三七五
一七四二	〃	二三	三九二
一七四六	〃	二三	三九三
一七五五 一七五六	〃	二四	四四二
一七六二—一七六四	〃	二六	四七〇
一七六六	〃	二六	四七一
一七七六	〃	二七	四八三
一七七八 一七七九	〃	二七	四八四
一七八一 一七八二	〃	二八	五二四
一七八七	〃	二八	五二五
一七八九	〃	二八	五二六
一七九二 一七九三	〃	二九	五四三
一七九六	〃	二九	五四三
一七九七	〃	二九	五四四
一八〇三—一八〇五	〃	三〇	五八一
一八〇八 一八〇九	〃	三〇	五八二
一六一一—一六一五	（一六〇九参照）		
一六一六	ドイツ財産でなくなる財産指定	五	五三
一六六一	〃	一〇	一四二
一七六九	〃	二七	四八二
一六一七—一六一九	（一六〇九参照）		
一六二〇—一六二三	（一六一〇参照）		
一六二四	連合国財産の返還等に関する政令により大蔵大臣に通知した事項	六	七一
一六二五	連合国財産の返還等に関する政令により財産を譲渡し、引き渡す命令	六	七二
一六二六	〃	六	七二
一六六〇	〃	一〇	一四二
一七五〇	〃	二四	四四一
一七九〇	〃	二九	五四二
一六二七—一六三一	（一六一〇参照）		
一六三二	定期積金の細目	六	七一
一六三五	〃	七	八五
一六八二	〃	一三	一九四
一六八七	〃	一四	二三三
一七一七	〃	一九	三〇六
一七二八	〃	二〇	三四七
一七三六	〃	二一	三七五
一七三九	〃	二一	三七五
一七四七 一七四八	〃	二三	三九三
一七六五	〃	二六	四七〇
一七七五	〃	二七	四八三
一七九八 一七九九	〃	二九	五四四
一八一〇	〃	三〇	五八二
一六三三	（一六一〇参照）		
一六三四	（一六〇九参照）		
一六三五	（一六三二参照）		
一六三六—一六三九	（一六〇九参照）		
一六四〇	外国為替及び外国貿易管理法により両替業務を営む営業所の新設許可（町田貿易株式会社）	八	九八
一六四一	右同法により両替業務を営むことの認可（山田正彦等）	八	九八
一六四二	外国為替業務を営む営業所の新設許可（韓国銀行）	八	九九
一六四三—一六四七	（一六〇九参照）		
一六四八	（一六一〇参照）		
一六四九	（一六〇九参照）		
一六五〇	商品券を発行する者が供託することができる社債及びこれに準ずる債券を指定する告示の一部改正	九	一一八
一六五一	（一六一〇参照）		
一六五二—一六五七	（一六〇九参照）		
一六五八	連合国財産管理人解任	一〇	一四三
一七六〇	〃	二六	四七〇
一六五九	連合国財産の返還等に関する政令により財産を引き渡す命令	一〇	一四三
一六六〇	（一六二六参照）		
一六六一	（一六一六参照）		
一六六二—一六七三	（一六一〇参照）		
一六七四	酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正	一二	一七七
一七〇七	〃	一六	二八二

目録

昭26.11.

日　号外　頁
一六七五 連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に通知した事項 三 一九二
　一七〇九 〃 一七 二八九
　一七三二 〃 二 三七四
　一七九一 〃 二九 五四二
一六七六—一六八一（一六一〇参照）
一六八二（一六三二参照）
一六八三 寄附金募集に関する届出承認（学校法人星美学園） 一四 三三三
　一七一六 〃（学校法人岩手奨学会） 一九 三〇六
　一七六一 〃（学校法人開成学園） 二六 四七〇
一六八四（一六一〇参照）
一六八五 一六八六（一六〇九参照）
一六八七（一六三二参照）
一六八八 一六八九（一六〇九参照）
一六九〇—一六九四（一六一〇参照）
一六九五—一七〇〇（一六〇九参照）
一七〇一—一七〇六（一六一〇参照）
一七〇七（一六七四参照）
一七〇八 告示の廃止（各庁歳出金取りまとめ郵便局及び日本銀行配置表を定める告示） 一七 二六九
一七〇九（一六七五参照）
一七一〇（一六〇九参照）
一七一一—一七一四（一六一〇参照）
一七一五（一六〇九参照）
一七一六（一六八三参照）
一七一七（一六三二参照）
一七一八—一七二〇（一六〇九参照）
一七二一 一七二二（一六一〇参照）
一七二三 収入印紙の形式を定める告示の一部改正 一九 三〇七
一七二四—一七二六（一六一〇参照）
一七二七（一六〇九参照）
一七二八（一六三二参照）
一七二九（一六一〇参照）
一七三〇 閉鎖機関が所有する株式に係る未払込株金の払込期限指定 三 三七四
一七三一 閉鎖機関が所有する株式及び出資に係る未払込株金又は未払込出資金の払込期限指定 二 三七四
一七三二（一六七五参照）
一七三三（一六〇九参照）
一七三四（一六一〇参照）
一七三五（一六〇九参照）
一七三六（一六三二参照）
一七三七 一七三八（一六〇九参照）
一七三九（一六三二参照）
一七四〇（一六一〇参照）
一七四一（一六〇九参照）
一七四二（一六一〇参照）
一七四三—一七四五（一六〇九参照）
一七四六（一六一〇参照）
一七四七 一七四八（一六三二参照）
一七四九 輸出入統計品目に関する告示 三 三九四
一七五〇（一六二六参照）
一七五一 外国保険事業者の日本における保険事業の営業免許（イングリッシュ・アンド・アメリカン保険株式会社） 二四 四四一
一七五二 日本銀行券五拾円の様式 二四 四四一
一七五三 一七五四（一六〇九参照）
一七五五 一七五六（一六一〇参照）
一七五七（一六〇九参照）
一七五八 金融機関再建整備法により債務を指定する告示の一部改正 二六 四七〇
一七五九 閉鎖機関の債務の弁済等に関する件により債権指定 二六 四七〇
一七六〇（一六五八参照）
一七六一（一六八三参照）
一七六二—一七六四（一六一〇参照）
一七六五（一六三二参照）
一七六六（一六一〇参照）
一七六七 一七六八（一六〇九参照）
一七六九（一六一六参照）
一七七〇 外国為替業務を営む営業所の位置の変更許可（株式会社帝国銀行） 二七 四八二
　一八〇一 〃（株式会社第一銀行） 三〇 五八一
一七七一—一七七四（一六〇九参照）
一七七五（一六三二参照）
一七七六（一六一〇参照）
一七七七（一六〇九参照）
一七七八 一七七九（一六一〇参照）
一七八〇 二六年政府第一二回宝くじ並びに同第一一回及び同第一二回短期宝くじの発売條件等 二八 五二三
一七八一 一七八二（一六一〇参照）
一七八三—一七八六（一六〇九参照）
一七八七（一六一〇参照）
一七八八（一六〇九参照）
一七八九（一六一〇参照）
一七九〇（一六二六参照）
一七九一（一六七五参照）
一七九二 一七九三（一六一〇参照）
一七九四 一七九五（一六〇九参照）
一七九六 一七九七（一六一〇参照）
一七九八 一七九九（一六三二参照）
一八〇〇（一六〇九参照）
一八〇一（一七七〇参照）
一八〇二（一六〇九参照）
一八〇三—一八〇五（一六一〇参照）
一八〇六 一八〇七（一六〇九参照）
一八〇八 一八〇九（一六一〇参照）
一八一〇（一六三二参照）

●文部省
五八 指定施設等の使用制限に関する件第一條に規定する届出に関する手続 五 五五
五九 甲種看護婦学校承認 三 三七六
六〇 同右指定 三 三七六
六一 乙種看護婦学校指定 三 三七六
六二 歯科衛生士学校指定 三 三七六
六三 公立学校共済組合運営規則の一部改正 二六 四七一
六四 社会教育法による通信教育認定 二九 五四五

●文化財保護委員会
四 重要文化財指定 五 五五

●厚生省
二三八 ペニシリン基準の一部改正 二 三六
二三九 あん摩師養成施設認定 二 三八
二四〇 精神衛生鑑定医指定 二 三八
二四一 保母養成施設指定 五 五五
　二四七 〃 七 八六
二四二 社会福祉事業法による講習会指定（福井県） 五 五五
二四三 〃（静岡県） 五 五五
　二四八 〃（愛知県） 三 一七七
　二四九 〃（岩手県） 三 一七七
　二五〇 〃（長崎県） 三 一七七
　二五一 〃（宮城県） 三 一七七
　二五二 〃（石川県） 三 一七七
　二七二 〃（鹿児島県） 三〇 五八四
二四四 昭和二六年度共同募金の実施期間を定める件の一部改正 五 五五

二四五 告示の廃止（第一回保健婦及び助産婦国家試験の実施場所及び期日等を定める件） 六 一一三
二四六 理容師（美容師）養成施設指定 七 八六
二四七（二四一参照）
二四八—二五二（二四三参照）
二五三 代用消毒薬品の検定を受けることのできる薬品指定 三 一七八
二五四 生活保護法による医療機関指定 三 一七八
二五五 薬事法により医薬品を指定する件の一部改正 三 三七六
二五六 身体障害者福祉法施行規則による医師の指定の基準を定める件の一部改正 三 三七六
二五七 名称を変更した健康保険組合（西日本無盡） 三 三七六
　二七三 〃（東京殖産無盡） 三〇 五八四
二五八 事務所の所在地を変更した健康保険組合（山陽パルプ） 三 三七六
二五九 従たる事務所の所在地を変更した健康保険組合（横浜護謨） 三 三七六
二六〇 国民健康保険法第八條ノ一五第三項による市の指定に関する件の一部改正 三 三七六
二六一 健康保険保険医療養担当規程の一部改正 一七 四八四
二六二 健康保険保険歯科医療養担当規程の一部改正 一七 四八七
二六三 船員保険保険医療養担当規程の一部改正 一七 四八九
二六四 国民健康保険療養担当者療養担当規程の一部改正 一七 四八九
二六五 健康保険及び船員保険保険薬剤師療養担当規程の一部改正 一七 四九四
二六六 甲種看護婦養成所指定 二六 五二六
二六七 乙種看護婦養成所承認 二六 五二六
二六八 同右指定 二六 五二六
二六九 抗菌性物質製剤検定規則第六條に規定する試験品の数量を定める件の一部改正 三〇 五八三
二七〇 生物学的製剤製造検定規則第一四條及び第二〇條に規定する試験品の数量を定める件の一部改正 三〇 五八三
二七一 健康保険組合の設立認可（日本経済新聞社） 三〇 五八三
二七二（二四三参照）
二七三（二五七参照）
二七四 従たる事務所を廃止した健康保険組合（昭和電工） 三〇 五八四

●農林省
三八三 保安林指定（群馬県） 五 五五
　四二〇 〃（広島県） 二 三七七
　四三二 〃（山梨県） 二八 五二七
三八四 第三回獣医師国家試験に関する件 七 八六
三八五 農薬の登録 八 一〇〇
三八六 〃 八 一〇一
　四一二 〃 二〇 三四八
三八七 昭和二六年農林省告示第二七九号の一部改正 九 一一三
三八八 保安林解除（茨城県） 九 一一三
三八九 〃（佐賀県） 九 一一三
三九〇 〃（鳥取県） 一〇 一四三
三九一 〃（神奈川県） 一〇 一四三
　三九三 〃（和歌山県） 三 一七八
　三九四 〃（愛媛県） 三 一七八
　三九五 〃（神奈川県） 三 一七八
　三九九 〃（青森県） 一四 二三五
　四〇〇 〃（鹿児島県） 一四 二三五
　四〇二 〃（福島県） 一五 二五四
　四〇三 〃（石川県） 一五 二五四
　四〇四 〃（山形県） 一五 二五四
　四〇五 〃（宮城県） 一五 二五四
　四〇八 〃（鳥取県） 一七 二九一
　四一〇 〃（同） 一九 三〇八
　四一一 〃（北海道） 一九 三〇八
　四一七 〃（福島県） 二 三七六
　四一八 〃（石川県） 二 三七六
　四一九 〃（北海道） 三 三七七
　四二一 〃（島根県） 二 三七七
　四二三 〃（香川県） 二四 四四二
　四二四 〃（群馬県） 二六 四七二
　四二五 〃（広島県） 二六 四七二
　四三一 〃（山梨県） 二八 五二七
三九二 土地改良事業補助金交付規程の一部改正 一〇 一四四
三九三—三九五（三九一参照）
三九六 乾製水産物等の規格証票の様式及び表示の方法の一部改正 三 一九四
三九七 猟区の設定認可に関する件の一部改正（山梨県） 一四 二三四
　四三〇 〃（東京都） 二八 五二七
三九八 猟区の設定認可（山梨県） 一四 二三四
三九九 四〇〇（三九一参照）
四〇一 漁港指定 一四 二三五
四〇二—四〇五（三九一参照）
四〇六 水産研究所の支所の位置 一五 二五四
四〇七 瀬戸内海漁業取締規則に基く海域及びひき網漁業の種類の指定の一部改正 一七 二九〇
四〇八（三九一参照）
四〇九 機船底曳網漁業を禁止する区域の指定に関する件の臨時特例 一九 三〇八
四一〇 四一一（三九一参照）
四一二（三八六参照）
四一三 国営競馬場厩舎貸付規程の一部改正 二〇 三四八
四一四 国営龍西農業水利改良事業計画書の縦覧期間等 二〇 三四八
四一五 自作農創設特別措置法に基き、買収又は使用予定地域指定（鳥取県） 二〇 三四八
四一六 〃（新潟県） 二〇 三四八
四一七—四一九（三九一参照）
四二〇（三八三参照）
四二一（三九一参照）
四二二 告示の廃止（昭和二三年農林省告示第二五四号） 三 [illegible]
四二三—四二五（三九一参照）
四二六 肥料の登録 二七 [illegible]
四二七 〃 二七 [illegible]
四二八 〃 二七 [illegible]
四二九 〃 二七 [illegible]
四三〇（三九七参照）
四三一（三九一参照）
四三二（三八三参照）
四三三 漁業法第一一條第四項による第五種共同漁業権の免許の内容となる事項、関係地区及び申請期間 [illegible]
四三四 農林漁業組合再建整備法施行規則に基き、増産奨励金交付申請書等の様式の一部改正 二八 [illegible]
四三五 さんま漁業取締規則による昭和二六年度における操業期間の終期変更 二九 [illegible]
四三六 国有林野所在市町村交付金交付規程 三〇 [illegible]

●農林省、運輸省
七 倉荷証券の発行許可（九戸郡漁業協同組合連合会） 二 [illegible]

●通商産業省
二六五 輸入公表（第四七回） 二 [illegible]
　二七〇 〃（第四八回） [illegible]
　二七四 〃（第四九回） [illegible]
　二八二 〃（第五〇回） [illegible]
二六六 仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の一部改正 七 [illegible]
二六七 輸入公表の一部改正（第四六回） 七 [illegible]
　二七六 二七七 〃（第四五回） [illegible]
　二七九 〃（同） [illegible]
二六八 電気用品の製造免許 七 [illegible]
二六九 輸出品取締法第七條の五第一項により登録した被登録者の氏名または名称 七 [illegible]

目録

昭26.11.

		日	号外　頁
	および第七條の二第一項による表示の業務にかかわる事務所または事業所の所在地	八	一〇一
二七二	〃	一六	二六三
二七五	〃	二三	四二四
二七〇	（二六五参照）		
二七一	緊要物資使用等規整規則により警察予備隊を発注者に指定	一四	二三八
二七二	（二六九参照）		
二七三	昭和二六年の甲種および乙種火薬類作業主任者試験を施行する場所	一六	二八三
二七四	（二六五参照）		
二七五	（二六九参照）		
二七六 二七七	（二六七参照）		
二七八	熱管理に関する第一回短期研修の時期、場所等	二四	四四三
二七九	（二六七参照）		
二八〇	工業標準化法施行規則により指定商品の表示許可申請書および表示の様式等指定（暖房用鋳鉄放熱器等）	二九	五四五
二八一	鉱工業品の品目指定の公表に関する件等の一部改正	二九	五四七
二八二	（二六五参照）		
	◎通商産業省、運輸省		
二	外国自動車譲受許可申請書の提出期間	二八	五二八
	◎運輸省		
二六五	運輸審議会の決定（自動車運送事業経営免許について）	二	三八
二七二	〃（日本国有鉄道の旅客運賃及び料金等の改正について）	九	一三三
二七三	〃（伊予鉄道株式会社ほか五社の旅客運賃改訂について）	九	一三六
二七四	〃（旅客定期航路事業の旅客運賃改訂について）	九	一二七
二七七	〃（航空機運航の許可等について）	一四	二三八
二七九	〃（西南汽船株式会社申請高知、清水間定期航路事業の免許について）	一五	二五五
二八〇	〃（自動車運送事業経営免許について）	一五	二五五
二八七	〃（通運事業経営免許及び廃止の許可申請について）	一九	三〇九
二九三	〃（地方鉄道、軌道における旅客、荷物及び貨物運賃制度並びに諸料金の改訂について）	二八	五二八
二九四	〃（通運事業の譲渡譲受の認可申請について）	二八	五二八
二六六	暴風標識あげおろし通知電報規程の一部改正	六	七三
二六七	船舶に信号符字点附	八	一〇三
二八四	〃	一七	二九一
二六八	船舶の信号符字取消	九	一三一
二八五	〃	一七	二九二
二六九	国際観光ホテル整備法によるホテル（旅館）の登録	九	一三三
二七六	〃	一三	一七八
二九〇	〃	二二	三七八
三〇一	〃	三〇	五八五
二七〇	倉庫証券の発行許可（愛知中央冷蔵株式会社）	九	一三三
二九一	〃（東京中央倉庫株式会社等）	二二	三七八
二七一	営業を廃止した倉庫営業者（新富合名会社桐生倉庫）	九	一三三
二七二— 二七四	（二六五参照）		
二七五	自動車整備士技能検定規則第六條第三項に規定する試験の一部免除に関する件	一〇	一四四
二七六	（二六九参照）		
二七七	（二六五参照）		
二七八	冷蔵倉庫基準保管料	一五	二五四
二七九 二八〇	（二六五参照）		
二八一	無効となつた船舶検査証書	一五	二五六
二八二	暴風標識信号所の夜間暴風標識あげおろしを当分の間中止（土佐沖ノ島燈台）	一六	二八三
二八三	営業所を変更した倉庫営業者（芸備倉庫株式会社）	一六	二八三
二八九	〃（都商事株式会社）	二二	三七八
二九六	〃（釧路埠頭株式会社）	二九	五四七
二九九	〃（宇野港倉庫株式会社）	三〇	五八五
二八四	（二六七参照）		
二八五	（二六八参照）		
二八六	工業標準化法施行規則により指定商品の表示許可申請書及び表示の様式等指定（アンカー）	一九	三〇九
二八七	（二六五参照）		
二八八	名称を変更した倉庫営業者（神奈川倉庫株式会社）	二二	三七七
三〇〇	〃（株式会社手良村倉庫）	三〇	五八五
二八九	（二八三参照）		
二九〇	（二六九参照）		
二九一	（二七〇参照）		
二九二	外航に従事する日本船舶及び外国船舶の入出港に関する公示の方法	二四	四四三
二九三 二九四	（二六五参照）		
二九五	相続により営業を承継した倉庫営業者（鶴川倉庫）	二九	五四七
二九六	（二八三参照）		
二九七	暴風標識信号所の設置（鐘崎燈台）	二九	五四七
二九八	船員法により行政官庁の事務を行わせる市町村長指定の件の一部改正	三〇	五八五
二九九	（二八三参照）		
三〇〇	（二八八参照）		
三〇一	（二六九参照）		
	◎海上保安庁		
二八	海上保安庁の船舶の番号及び標識に関する告示の一部改正	二	三八
二九	水先人試験執行（阪神水先区等）	二	三八
三〇	無効となつた海技免状	二二	三七八
（航）四四	航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に関して必要な事項	二	三九
（航）四五	〃	一〇	一四四
（航）四六	〃	一七	二九一
（航）四七	〃	二四	四四三
	◎郵政省		
四三四	郵便振替貯金規則第七五條第二項に規定する小切手拂の取扱郵便局の件の一部改正	一	三
四三五	特殊通信日附印使用（外国郵便為替振出開始記念）	一	三
四五三	〃（行幸記念）	一三	一九四
四三六	郵便局設置（新居浜前田）	二	四二
四五一	〃（大阪北長柄）	一三	一七九
四五五	〃（鹿児島船津町等）	一四	二三九
四五八	〃（甲子園口）	一六	二八三
四五九	〃（横浜西神奈川）	一七	二九五
四六〇	〃（福岡魚町）	一九	三〇九
四六二	〃（浪速芦原等）	二三	四二四
四三七	郵便局移転（徳島前川）	二	四二
四四〇	〃（肥前池野）	五	五七
四四五	〃（青山南町）	六	七三
四五二	〃（猿川）	一三	一七九
四六六	〃（布施）	二六	四七三
四六七	〃（山形十日町）	三〇	五八五
四三八	簡易郵便局設置（高根等）	二	四二
四三九	小型記念通信日附印使用	二	四二
四四四	〃	五	五七
四四九	〃	一〇	一四八
四六四	〃	二三	四二四
四四〇	（四三七参照）		

四四一	郵便局分室設置（東京中央郵便局人事院ビル内分室）	五	五七
四四二	郵便局分室廃止（赤坂郵便局青山分室）	五	五七
四四七	〃（世田谷郵便局保険分室）	八	一〇四
四六八	〃（加茂郵便局保険分室）	三〇	五八五
四四三	簡易郵便局一時閉鎖（奥野田等）	五	五七
四六五	〃（豊田本）	二四	四四六
四四四	（四三九参照）		
四四五	（四三七参照）		
四四六	中央共同募金委員会等に対する寄附金一円を附加したお年玉つき二円通常葉書の発売要領	七	八八
四四七	（四四二参照）		
四四八	小型記念通信日附印使用の件の一部改正	九	一二七
四五六 四五七	〃	一五	二五六
四四九	（四三九参照）		
四五〇	五円通常葉書及び十円往復葉書発行	一三	一七八
四五一	（四三六参照）		
四五二	（四三七参照）		
四五三	（四三五参照）		
四五四	郵便局廃止（福岡新柳町）	一四	二三九
四五五	（四三六参照）		
四五六 四五七	（四四八参照）		
四五八— 四六〇	（四三六参照）		
四六一	外国郵便物の送達に関する件の一部改正	二二	三八〇
四六二	（四三六参照）		
四六三	郵便局移転、改称（小名浜西町）	二三	四二四
四六四	（四三九参照）		
四六五	（四四三参照）		
四六六 四六七	（四三七参照）		
四六八	（四四二参照）		
四六九	五円通常葉書発行	三〇	五八五
	◎電気通信省		
二二一	共同加入を取り扱う電話取扱局及びその共同加入の種類指定	一	三
二二二	即時通話区間及び準即時通話区間指定	一	三
二二三	告示の廃止（電話官署ノ局種別ノ件）	一	三
二二四	簡易公衆電話契約に係る加入電話に関し、加入者の支拂うべき電話使用料等指定	一	三
二二五	内地相互間ノ市外電話回線又ハ市外電話線路ノ専用ニ関スル料金及條件等ノ件の一部改正	一	三
二二六	電報局の分室設置（中野電報局野方分室）	七	八八
二二七	諾否報知電報の文例	八	一〇四
二二八	電報取扱所設置（新潟電務区）	九	一二七
二二九	電話交換業務廃止（清水三保郵便局）	九	一二七
二三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
二三一	直通無線電信連絡の設定（大阪国際電報局とシンガポールにおける電報局等）	[illegible]	[illegible]
二三二	電報受付事務等開始（新見郵便局）	[illegible]	[illegible]
二三三	電話通話事務廃止（上市郵便局）	[illegible]	[illegible]
二三四	電信電話線路ノ移転請求方の一部改正	[illegible]	[illegible]
二三五	水底電線の線路区域廃止（山口県・福岡県）	[illegible]	[illegible]
二三六	〃（鹿児島県）	[illegible]	[illegible]
二三七	直通無線電信連絡の設定（大阪外国電報局とジャカルタにおける電話局）	[illegible]	[illegible]
二三八	臨時電話ノ加入申込ヲ受理スベキ電話官署及加入区域ニ関スル制限並ニ加入期間の件の一部改正	[illegible]	[illegible]
二三九	無線電報取扱所の施設事項変更（第十二日正丸等）	[illegible]	[illegible]
二四〇	無線電報取扱所設置（山照丸等）	[illegible]	[illegible]
二四一	〃（[illegible]）	[illegible]	[illegible]
二四二	船舶託送電報所設置（[illegible]よな[illegible]）	[illegible]	[illegible]
二四三	船舶託送電報所廃止（第一邦洋丸等）	[illegible]	[illegible]
二四四	電報取扱所廃止（城ケ島燈台）	[illegible]	[illegible]
二四五	電話交換業務廃止（法隆寺郵便局）	[illegible]	[illegible]
	◎労働省		
二一	工場、事業場又は資格附與を申請する者が納付する手数料の額及び納付の方法に関する件	[illegible]	[illegible]
二二	同右が納付する手数料の額に関する件	[illegible]	[illegible]
二三	営利職業紹介事業を行おうとする者が供託する保証金の額指定	[illegible]	[illegible]
	◎建設省		
九五一	富岡都市計画平尾土地区画整理を富岡市において施行することの命令	九	[illegible]
九五二	大宮都市計画街路事業及びその執行年度割決定	九	[illegible]
九五三	秩父都市計画同右	九	[illegible]
九五四	宝珠花都市計画土地区画整理決定	九	[illegible]
九五五	大宮都市計画用途地域指定	九	[illegible]
九五六	浦和都市計画運動場事業及びその執行年度割決定	九	[illegible]
九五七	松山都市計画街路決定	九	[illegible]
九五八	大宮都市計画同右	九	[illegible]
九五九	浦和都市計画用途地域変更	九	[illegible]
九六〇	川越都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定	九	[illegible]
九六一	砂防設備を要する土地及び一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地指定（茨城県）	[illegible]	[illegible]
九六三	〃（青森県）	[illegible]	[illegible]
九六五	〃（山梨県）	[illegible]	[illegible]
九六七	〃（栃木県）	[illegible]	[illegible]
九七〇	〃（埼玉県）	[illegible]	[illegible]
九七三	〃（山梨県）	[illegible]	[illegible]
九六二	砂防設備を要する土地指定（富山県）	[illegible]	[illegible]
九六四	〃（広島県）	[illegible]	[illegible]
九六六	〃（奈良県）	[illegible]	[illegible]
九六八	〃（和歌山県）	[illegible]	[illegible]
九七一	〃（島根県）	[illegible]	[illegible]
九九五	〃（岡山県）	[illegible]	[illegible]
九六三	（九六一参照）		
九六四	（九六二参照）		
九六五	（九六一参照）		
九六六	（九六二参照）		
九六七	（九六一参照）		
九六八	（九六二参照）		
九七〇	（九六一参照）		
九七一	（九六二参照）		
九七二	二六年九月分建築物及び住宅動態統計の集計結果	[illegible]	[illegible]
九七三	国道の改築工事施行（大阪府）	[illegible]	[illegible]
九七四	岡上都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度割決定	[illegible]	[illegible]
九七五	同右事業の執行政庁指定	[illegible]	[illegible]
九七六	渡波都市計画街路事業及びその執行年度割変更	[illegible]	[illegible]
九七七	仙台特別都市計画街路追加変更及び同事業並びにその執行年度割決定	[illegible]	[illegible]
九七八	同右事業の執行政庁指定	[illegible]	[illegible]

目録

P. 10

昭26.11.

		日	号外	頁
九七九	中新田都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定	二〇		三四九
九八〇	同右事業の執行行政庁指定	二〇		三四九
九八一	女川都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度決定	二〇		三四九
九八二	同右事業の執行行政庁指定	二〇		三四九
九八三	女川都市計画街路追加変更及び同事業並びにその執行年度割決定	二〇		三四九
九八四	同右事業の執行行政庁指定	二〇		三四九
九八五	豊里都市計画区域追加	二〇		三四九
九八六	村田都市計画荒川土地区画整理決定	二〇		三四九
九八七	仙台特別都市計画公園緑地追加変更及び廃止	二〇		三四九
九八八	仙台特別都市計画墓地決定	二〇		三四九
九八九	塩釜特別都市計画水利施設及び同事業並びにその執行年度割決定	二〇		三四九
九九〇	塩釜特別都市計画墓地及び同右	二〇		三四九
九九一	塩釜特別都市計画街路変更及び同事業並びにその執行年度決定	二〇		三四九
九九二	日本標準規格等に適合する炭素鋼軌條を再圧延して製造した棒鋼を鉄筋として使用する場合の許容応力度に関する件	二七		四九七
九九三	（九六一参照）			
九九四 九九五	（九六二参照）			
九九六	船橋都市計画区域変更	二七		四九九
九九七	都市計画法により指定（千葉県津田沼町）	二七		四九九
九九八	宮崎特別都市計画事業復興土地区画整理の執行年度割改正	二七		四九九
九九九	延岡特別都市計画事業同右	二七		四九九
一〇〇〇	都城特別都市計画事業同右	二七		四九九
一〇〇一	日南特別都市計画事業同右	二七		四九九
一〇〇二	丸亀都市計画準防火地域指定	二七		四九九
一〇〇三	坂出都市計画同右	二七		四九九
一〇〇四	高松都市計画準防火地域変更	二七		四九九
一〇〇五	坂出都市計画用途地域指定	二七		四九九
一〇〇六	丸亀都市計画用途地域追加変更	二七		四九九
一〇〇七	館林都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割決定	二七		四九九
一〇〇八	太田都市計画水利施設並びに同右	二七		四九九
一〇〇九	高崎特別都市計画水利施設事業の執行年度割変更	二七		四九九
一〇一〇	太田都市計画街路追加、廃止並びに同事業及びその執行年度割決定	二七		四九九
一〇一一	同右事業の執行行政庁指定	二七		四九九
一〇一二	前橋特別都市計画街路並びに同事業変更	二七		四九九
一〇一三	前橋都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度割決定	二七		四九九
一〇一四	高崎特別都市計画街路事業の執行年度割変更	二七		四九九
一〇一五	桐生都市計画同右	二七		四九九
一〇一六	高松都市計画用途地域変更	二七		四九九
一〇一七	宇部特別都市計画復興土地区画整理指定	二九		五四七
一〇一八	淀川筋伝法閘門の管理及び維持修繕の廃止	三〇		五八五
	福島県			
保解一	保安林解除	二七		四九九
	群馬県			
保指二	保安林指定の告示の一部改正	二九		五四七
	千葉県			
保解一	保安林解除	二一		三八〇
	山梨県			
保解一	保安林解除	一三		一九八
	鳥取県			
保解一	保安林解除	三		四二五
	訓 令			
	入国管理庁			
一	入国管理庁組織規程	一	90	三
二	入国管理庁研修所組織規程	一	90	四
三	入国者収容所組織規程	一	90	四
四	入国管理庁出張所組織規程	一	90	五
五	入国管理手帳規程	一	90	六
	経済安定本部			
二五	ニッケル及びニッケル含有物の使用制限に関する件の一部改正	三		一七九
	国会事項			
	○衆議院			
	◎條約送付及通知	一四		二三九
	◎〃	二〇		三四九
	◎法律公布奏上及通知	二		四三
	◎〃	五		五七
	◎〃	八		一〇四
	◎〃	九		一三八
	◎〃	一四		二三九
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	一九		三一〇
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二四		四四六
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二八		五二九
	◎〃	二九		五四七
	◎憲法第八條の規定による議決送付及通知	六		七四
	◎承認を求めるの件送付及通知	二四		四四六
	◎会期延長議決及通知	二〇		三五〇
	◎同意通知	八		一〇四
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二八		五二九
	◎通知書受領及通知	一六		二八三
	◎〃	二九		五四七
	◎通知書受領	二〇		三五〇
	◎報告書受領	一三		一九八
	◎〃	一六		二八三
	◎要請書受領	七		八八
	◎〃	二八		五二九
	◎政府委員承認	一		一四
	◎〃	五		五七
	◎〃	七		八八
	◎〃	八		一〇四
	◎〃	九		一三八
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二七		五〇〇
	◎條約提出	一三		一九八
	◎議案提出	一		一四
	◎〃	二		四三
	◎〃	五		四八
	◎〃	六		七四
	◎〃	八		一〇四
	◎〃	九		一三八
	◎〃	一〇		一四八
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一三		一九八
	◎〃	一四		二三九
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	一六		二八三
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	一九		三一〇
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二三		四二五
	◎〃	二四		四四六
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二七		五〇〇
	◎〃	二八		五二九

	◎議案受領	一		一四
	◎〃	六		七四
	◎〃	一四		二三九
	◎〃	一六		二八三
	◎〃	一九		三一〇
	◎〃	二四		四四六
	◎〃	二八		五二九
	◎要求書受領	一〇		一四八
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二八		五二九
	◎條約送付	八		一〇四
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	二〇		三五〇
	◎議案送付	一		一四
	◎〃	五		四八
	◎〃	八		一〇四
	◎〃	一〇		一四八
	◎〃	一三		一九八
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二八		五二九
	◎〃	二九		五四七
	◎議案回付	二六		四七三
	◎回付議案受領	二九		五四七
	◎議案通知	五		四八
	◎〃	八		一〇四
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二八		五二九
	◎〃	二九		五四八
	◎條約通知書受領	一四		二三九
	◎〃	二〇		三五〇
	◎議案通知書受領	二		四三
	◎〃	六		七四
	◎〃	一四		二四〇
	◎〃	一九		三一〇
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二四		四四六
	◎〃	二八		五二九
	◎〃	二九		五四八
	◎決議送付	一三		一九八
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二八		五二九
	◎議案撤回	一〇		一四九
	◎〃	一六		二八三
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	二六		四七三
	◎質問書提出	八		一〇四
	◎緊急質問提出	一		一四
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二八		五二九
	◎〃	二九		五四八
	◎答弁書受領	一九		三一〇
	◎議事日程	二		四三
	◎〃	七		八八
	◎〃	九		一三八
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一四		二四〇
	◎〃	一六		二八三
	◎〃	一九		三一〇
	◎〃	二四		四四七
	◎〃	二七		五〇〇
	◎〃	二八		五二九
	○参議院			
	◎議事日程	一		一四
	◎〃	五		五八
	◎〃	八		一〇四
	◎〃	一〇		一四九
	◎〃	一三		一九八
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	一九		三一〇
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二三		四二五
	◎〃	二七		五〇〇
	◎〃	二八		五二九
	◎会期延長通知及び通知書受領	二〇		三五〇
	◎請願書及び陳情書送付	九		一三八
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二八		五二九
	◎〃	二九		五四八
	◎議案提出	五		五八
	◎〃	七		八八
	◎〃	九		一三八
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一四		二四〇
	◎〃	一六		二八四
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二三		四二六
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二七		五〇一
	◎議案受領	一		一四
	◎〃	七		八八
	◎〃	九		一三八
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一四		二四〇
	◎〃	一六		二八四
	◎〃	一九		三一一
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二七		五〇一
	◎〃	二九		五四八
	◎議案受領（予備審査）	一		一四
	◎〃	五		五八
	◎〃	七		八八
	◎〃	一〇		一四九
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一四		二四〇
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	一六		二八四
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	一九		三一一
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二三		四二六
	◎〃	二八		五二九
	◎〃	二九		五四八
	◎議案付託	一		一四
	◎〃	五		五八
	◎〃	七		八八
	◎〃	九		一三八
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一四		二四〇
	◎〃	一六		二八四
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	一九		三一一
	◎〃	二〇		三五〇
	◎〃	二三		四二六
	◎〃	二七		五〇一
	◎〃	二九		五四八
	◎議案付託（予備審査）	一		一四
	◎〃	五		五八
	◎〃	七		八九
	◎〃	一〇		一四九
	◎〃	三		一八〇
	◎〃	一四		二四〇
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	一六		二八四
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	一九		三一一
	◎〃	二〇		三五一
	◎〃	二三		四二六
	◎〃	二八		五二九
	◎〃	二九		五四八
	◎議案送付	一		一四
	◎〃	七		八九
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	二〇		三五一
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二九		五四八
	◎議案送付（予備審査）	七		八九
	◎〃	二六		四七三
	◎回付議案受領	二七		五〇一
	◎議決通知	五		五八
	◎〃	七		八九
	◎〃	一〇		一四九
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	二〇		三五一
	◎〃	二六		四七三
	◎〃	二九		五四八
	◎決議送付	一四		二四〇
	◎〃	一五		二六二
	◎〃	一七		二九六
	◎〃	二〇		三五一
	◎〃	二九		五四八
	◎通知書受領	五		五八
	◎〃	七		八九
	◎〃	九		一三八

目録

昭26.11.

	日	号外	頁
◉〃	一〇		一四九
◉〃	一五		二六二
◉〃	一九		三一一
◉〃	二〇		三五一
◉〃	二六		四七四
◉〃	二七		五〇一
◉〃	二九		五四八
◉要求書提出	九		一三八
◉〃	一三		一八〇
◉〃	一四		二四〇
◉〃	一七		二九六
◉〃	二〇		三五一
◉〃	二六		四七三
◉質問主意書提出及び転送	二八		五三〇
◉質問主意書提出	五		五八
◉〃	一三		一八〇
◉〃	一四		二四〇
◉質問主意書転送	七		八九
◉〃	一四		二四〇
◉答弁書受領	一		一四
◉〃	一四		二四〇
◉〃	二〇		三五一
◉報告書受領	一四		二四〇
◉〃	一七		二九六
◉報告書提出	一		一四
◉〃	六		七四
◉〃	八		一〇六
◉〃	一四		二四〇
◉〃	一七		二九六
◉〃	一九		三二一
◉〃	二一		三八一
◉〃	二三		四三六
◉〃	二四		四四七
◉〃	二六		四七四
◉〃	二七		五〇一
◉〃	二八		五三〇
◉〃	二九		五四八
◉公聴会告示（所得税法の臨時特例に関する法律案等について）	六		七四
◉〃（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について）	一五		二六三
◉議員当選通知書受領	三		四二六

○国立国会図書館

◉国立国会図書館組織規程の一部改正	一		一四

皇室事項

◉還幸啓	一		一四
◉御除喪	六		七五
◉〃	七		八九
◉行幸	九		一三九
◉御除喪	九		一三九
◉行幸御日程	九		一三九
◉行幸	一〇		一四九
◉賜與	一〇		一四九
◉還幸	二七		五〇二

官庁事項

○内　閣

◉二五年度第四・四半期における予算使用の状況	二六		五三〇

○人　事　院

三五 公示	職種及び職級の決定〔一般行政〕	一〇		一五〇
三六	〃〔工業管理（一般）外六件〕	一三		一九九
三七	〃〔皇室家政外一六四件〕	二〇	97	二
三八	〃〔海上保安（甲板作業）外八一件〕	二四	99	一

○総　理　府

◉日本学士院会員の選定（第一部、第二部）	一七		二九七

○外　務　省

◉入国管理庁公示第一号（失効になつた外国人登録証明書）	一		一四

○通商産業省

◉日本工業規格設定（暖房用鋳鉄放熱器等）	一五		二六三

○運　輸　省

◉日本工業規格設定（主機の出力の呼び方とその定義等）	一六		二八五

○労　働　省

◉電車線夜間重労務作業手当増額についての紛争に関する調停案公表	五		五九
◉業務の都合により転職又は降職したものの復職に関する協約の調停についての公表（国有鉄道）	八		一〇八
◉関東における私鉄四社争議調停に関する公表	一五		二六三
◉国鉄職員昭和二六年四月以降の賃金改訂に関する紛争の仲裁打切り公表	一六		二八五
◉関西における私鉄一三社争議調停に関する公表	二六		四七五
◉関西電力争議調停に関する公表	二六		四七五

○経済安定本部

◉経済安定本部総裁に対する不服申出の裁決（James H. Reed）	一九		三一一

○最高裁判所

◉懲戒しない旨の決定（東京高等裁判所判事佐伯顕二等）	八		一〇八
◉戒告（名古屋地方裁判所判事鈴木正路）	二四		四四七
◉再審による無罪判決の公示（片岡武修）	一五		二六四
◉〃（海老原茂雄）	一六		二八五
◉〃（清水清）	二四		四四七
◉刑事補償法による補償決定の公示	一〇		一六三
◉〃	一四		二四一
◉〃	二四		四四八
◉〃	二九		五四八

地方自治事項

○栃　木　県

◉土地収用公告	八		一〇八

○千　葉　県

◉土地収用細目	二九		五四八
◉〃	三〇	101	三

○岡　山　県

◉玉島町常住人口調査結果公示	二四		四四八

公共企業体事項

○日本国有鉄道

二六九 公示	貨物運送規則の一部改正	一		一八
二七〇	荷扱所設置（常盤線石岡停車場所属石岡駅柿岡荷扱所等）	一		一八
二七一	荷扱所荷物取扱規則の一部改正	一		一八
二七二	貨物割引賃率の一部改正	一		一八
二七三	火薬類に対する割引賃率の一部改正	一		一九
二七四	わら工品に対する割引賃率の一部改正	一		一九
二七五	金鉱に対する割引賃率の一部改正	一		一九
二七六	竹に対する割引賃率の一部改正	一		一九
二七七	公示の廃止（石炭石に対する割引賃率）	一		一九
二七八	石炭くず石に対する運賃の最低の一部改正	一		一九
二七九	土管及び炊事用陶器に対する割引賃率の一部改正	一		一九
二八〇	日本国有鉄道組織規程の一部改正	二		二四
三〇三	〃	二六		四七五
二八一	日本国有鉄道構内営業規則の一部改正	二		二四
二八二	停車場設置（土讃線仁井田等）	二		二四
二九一	〃（奥羽本線醍醐）	一三		一八一
三〇八	〃（会津線田部原）	三〇		五八五
二八三	日本国有鉄道線路名称の一部改正	四		四四
三〇四	〃	二六		四七五
二八四	国鉄自動車路線名称の一部改正	六		七五
二八八	〃	一〇		一六五
二九八	〃	二〇		三五二
二八五	自動車による運輸営業開始（名田荘線納田終・堀越峠間等）	六		七五
二八九	〃（新宮線中山口・奥の院間）	一〇		一六五
二九二	〃（窪川本線床鍋・影野間）	一三		一八一
二九九	〃（大野線勝原口・鳩ヶ湯間）	二〇		三五二

二八六	旅客及び荷物運送規則の一部改正	六		七六
二九〇	〃	一〇		一六五
二九五	〃	一三		一八一
三〇〇	〃	二〇		三五二
二八七	連絡運輸規則の一部改正	七		八九
二九七	〃	二〇		三五二
三〇二	〃	二四		四四八
三〇六	〃	二六		四七六
二八八	（二八四参照）			
二八九	（二八五参照）			
二九〇	（二八六参照）			
二九一	（二八二参照）			
二九二	（二八五参照）			
二九三	停車場名改称（窪川本線土佐仁井田等）	一三		一八一
二九四	運輸営業開始（窪川本線仁井田停車場）	一三		一八一
三〇五	〃（津軽線青森・蟹田間鉄道）	二六		四七六
二九五	（二八六参照）			
二九六	日本国有鉄道広告取扱規則の一部改正	一四		二四一
三〇一	〃	二三		四二七
二九七	（二八七参照）			
二九八	（二八四参照）			
二九九	（二八五参照）			
三〇〇	（二八六参照）			
三〇一	（二九六参照）			
三〇二	（二八七参照）			
三〇三	（二八〇参照）			
三〇四	（二八三参照）			
三〇五	（二九四参照）			
三〇六	（二八七参照）			
三〇七	手荷物等の取扱廃止（名松線伊勢大井停車場等）	三〇		五八五
三〇八	（二八二参照）			

日本弁護士連合会事項

○日本弁護士連合会

◉弁護士名簿登録等（七月—一〇月）	九		一三〇

人事院公告

◉第四回国家公務員（五級職・六級職）採用試験公告一部変更公告	七		八九
◉第二回海上保安大学校学生海上保安学校（水路科・燈台科）学生採用試験公告	一五		二六四
◉第三回海上保安庁職員採用試験公告	二〇		三五二

総理府公告

◉公益事業委員会事務局四国支局公告（第二号）	一		一九
◉公益事業委員会公告（第一六号）	二		二四
◉資格審査結果公告（第五〇号）	七	92	一
◉公益事業委員会事務局北陸支局公告（第二号）	八		一〇九
◉公益事業委員会公告（第一七号）	一五		二六三
◉〃（第一八号）	一五		二六三
◉指定理由取消公告（第一〇号）	一七	95	一
◉公益事業委員会公告（第一九号）	二〇		三五四
◉公益事業委員会事務局東京支局公告（第四号）	二三		四二七
◉〃広島支局公告（第四号）	二三		四二七
◉〃札幌支局公告（第三号）	二六		四七六
◉〃仙台支局公告（第三号）	二六		四七六

法務府公告

◉司法試験公告（第二次試験の口述試験）	二〇		三五四
◉〃（第二次筆記試験合格者氏名）	二〇		三五五
◉土地家屋調査士試験公告（合格者氏名）	二三		四二七

外務省公告

◉旅券無効	六		七六

大蔵省公告

◉収容貨物公売公告	一		一三
◉当せん金附証票の発売について	二		四五
◉特別公認会計士試験公告	二		四六
◉証票無効	六		七六
◉〃	七		九一
◉公売公告（政府宝くじ用奨品）	九		一三三
◉収容貨物	一〇		一六五
◉証票無効	八		一〇八
◉在外会社の整理完結報告書の承認	[illegible]		[illegible]
◉証票無効	[illegible]		[illegible]
◉〃	[illegible]		[illegible]
◉国有財産売払公告	[illegible]		[illegible]
◉当せん金附証票の発売について	[illegible]		[illegible]
◉収容貨物	[illegible]		[illegible]
◉共済組合員証無効公告	[illegible]		[illegible]

文部省公告

◉著作年月日登録	[illegible]		[illegible]
◉著作権譲渡登録	[illegible]		[illegible]
◉〃	[illegible]		[illegible]
◉社団法人日本音楽著作権協会著作物使用料規程変更認可	[illegible]		[illegible]
◉著作年月日登録	[illegible]		[illegible]
◉出版権登録	[illegible]		[illegible]
◉著作権譲渡登録	[illegible]		[illegible]
◉〃	[illegible]		[illegible]

厚生省公告

◉薬事法違反処分公告	[illegible]		[illegible]
◉動産売払公告	[illegible]		[illegible]

通商産業省公告

◉鉱業法第一八九条の規定による公告	[illegible]		[illegible]
◉公示送達	[illegible]		[illegible]

運輸省公告

◉鉄道抵当権設定登録	[illegible]		[illegible]
◉海事代理士試験合格者	[illegible]		[illegible]
◉運輸審議会公聴会開催公告	[illegible]		[illegible]
◉鉄道財団	[illegible]		[illegible]
◉鉄道抵当権設定登録	[illegible]		[illegible]
◉〃	[illegible]		[illegible]
◉〃	[illegible]		[illegible]

労働省公告

◉石炭代手当の支給についての紛争に関する調停案公表	[illegible]		[illegible]

建設省公告

◉地図販売価格改訂公告	[illegible]		[illegible]
◉土地収用公告（第五三号—第五七号）	[illegible]		[illegible]
◉〃（第五八号—第六三号）	[illegible]		[illegible]
◉〃（第六四号）	[illegible]		[illegible]
◉〃（第六五号—第七一号）	[illegible]		[illegible]

最高裁判所公告

◉司法修習生採用選考公告	[illegible]		[illegible]

十一月発行号外

日	番号	頁
一	九〇	八
六	九一	四
七	九二	八
一五	九三	[illegible]
一七	九四	[illegible]
（その一）	九五	[illegible]
（その二）	九六	[illegible]
二〇	九七	[illegible]
（その一）	九八	[illegible]
二一	九九	[illegible]
二四	一〇〇	[illegible]
三〇	一〇一	[illegible]

目録